

実践でリードするプロフェッショナルになる、
そのための学びに満ちている。

専門職大学等の設置構想のポイント

令和4年3月改訂版



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省高等教育局専門教育課

専門職大学等（専門職大学、専門職短期大学、専門職学科）制度は、学校教育法の一部改正により、平成31（2019）年4月から施行されました。本資料は、制度の趣旨や設置基準の内容等について、わかりやすく説明することを目的として作成しました。

御不明な点や御相談がございましたら、下記担当まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

※ 簡潔に説明する都合上、4年制の専門職大学に記述を絞って資料を作成した箇所があります。

お問合せ先

担 当：文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学係

電 話：03-5253-4111 内線3128

メー ル：senmon@mext.go.jp

相談予約：<https://forms.office.com/r/Z7EgarfDWj>



令和3年5月改訂版からの更新点

- 「2-5 教育課程の編成」に、展開科目の例を追加しました。
- 「4 教員」に、実務家教員の事例を追加しました。
- 「5 校地・校舎、施設・設備」に、以下の記載を追加しました。
 - ・基準校舎面積を超えて校舎を有している場合など、教育研究に支障がないと認められるときは、例えば公共の施設を専門職大学の施設として取り扱うことも可能であることを追加
 - ・「体育館その他スポーツ施設」のページを追加し、学生の教育活動に支障がない場合には、地方公共団体等が所有する施設を専門職大学自らが所有する施設に代えて利用できることを記載
- その他、所要の修正を行いました。

目次①

1. 専門職大学制度の特色とポイント	5
2. 人材養成像と3ポリシー	18
2-1 人材像や3ポリシーは社会の要請を十分に踏まえること	20
2-2 養成する人材像の設定	21
2-3 ディプロマ・ポリシーの策定	22
2-4 カリキュラム・ポリシーの策定	23
2-5 教育課程の編成	24
2-6 シラバスの作成	34
2-7 アドミッション・ポリシーの策定	35
2-8 専門職大学等における教育のイメージ図	36
3. 臨地実務実習	37

目次②

4. 教員	45
5. 校地・校舎、施設・設備	56
6. その他の留意点	62
7. 学校法人の財政計画・管理運営等の審査について	69
8. 設置申請に向けた準備	72

<参考>

専門職大学設置基準と通知の対照表	80
専門職大学等の設置に関してよくある質問	102

1. 専門職大学制度の 特色とポイント

専門職大学等の制度化（平成31年4月施行）

経済社会の状況

- 社会の情勢が目まぐるしく変化し、課題も複雑化
- 産業・就業構造の変化
- 少子・高齢化の進行による生産年齢人口の減少

高等教育をめぐる状況

- 高等教育進学率の上昇（大学教育のユニバーサル化）
- 産業界等ニーズとのミスマッチ
- 産業競争力強化や地方創生への貢献を期待

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

変化に対応して新たなモノやサービスを創造できる **高度な実践力 + 豊かな創造力** を備えた専門職業人

質の高い実践的な職業教育を行うことを制度上、明確にした新たな大学を創設

【開設が期待される分野】

情報、観光、農業、医療・保健、クールジャパン分野（マンガ、アニメ、ゲーム、ファッション、食など）

大学

学術重視

アカデミックな教育に
意欲・適性を持つ学生



大学

職業重視

実践的な教育に意欲・適性を
持つ学生、スペシャリスト志向の学生



専門職大学
専門職短期大学

短期大学

新しいタイプの大学 専門職大学・専門職短期大学

産業界等と連携した高度で実践的な職業教育（かつ学術に基づく教育も重視）

高度な
実践力



産業界等

実務家教員
(教員の4割以上)

連携協議会

長期の企業内実習

豊かな
創造力



専門職大学・専門職短大

さらに、

- 授業の1/3以上は実習・実技
- 理論（学術）と実践（職業）をバランスよく学ぶ
- 他分野も学び創造力を身に付ける
- 原則40人以下の少人数教育

※一般の大学・短大の一部における

「専門職学科」も制度化

専門職大学等の教育の特色と養成する人材（イメージ）

既存の高等教育機関

教育の特色

養成する人材

A 専門学校「情報システム学科」

- ・職種に応じた実務の教育（SE、ネットワーク技術者養成等）
- ・豊富な実習

即戦力として活躍できる人材

- IT企業で、受注した製品の開発・制作に携わるエンジニア等

B 短期大学「介護福祉学科」

- ・資格取得のための教育（介護福祉士養成）
- ・教養の教育

実務能力と一般教養を身に付けた人材

- 介護施設・事業所の職員として、ケアワークに携わる介護福祉士等

C 大学「観光学部」

- ・観光に関する学問を中心とした教育（観光学、経営学、地域科学等）
- ・幅広い教養の教育

総合的な知識と幅広い教養を身に付けた人材

※実務能力は就職後のOJTで修得

- 旅行業、運輸業、宿泊業、公務などで様々な職務に従事等

＋
実践を裏打ちする理論の学修
関連他分野の学修
（統計、デザイン、経営等）

＋
関連他分野の学修
（医療、IT、経営等）

＋
観光関連職種の実務に関する学修
豊富な実習 等

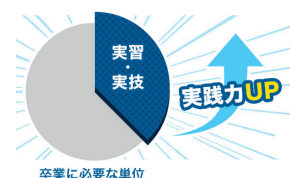
A 専門職大学 「情報クリエイション学部」

B 専門職短期大学 「介護健康福祉学科」

C 大学「専門職学部」 「観光マネジメント専門職学部」

質の高い実践的な職業教育の実施を制度的に担保

- ☆ 産業界等との連携による教育課程の編成・実施
- ☆ 豊富な実習等（1/3以上）、長期の企業内実習（4年制で600時間）、実務家教員の積極的任用
- ☆ 高度な実践力を裏付ける理論の学修
- ☆ 豊かな創造力の基盤となる関連他分野の学修（展開科目） 等



● 当該職種の専門技術・実務能力等を有した即戦力となる人材であり、かつ、時代の変化を捉えて、新サービスの企画・開発など業務の変革を担える人材

例：ITの専門技術に加え、関連分野の知識・技術等を活用して、社会のニーズを捉えた新サービス等を提案・実装している人材

例：介護職としての専門性に加え、医療福祉分野の新技术（IoT、ロボットなど）等の関連知識を有し、新しい介護サービスの提供、事業化等を主導できる人材

例：旅行、運輸、宿泊等観光業界の職種としての専門性に加え、マーケティング、経営等の関連知識を有し、新サービスの事業化や地域の観光ブランド化等を先導できる人材

専門職大学・専門職短期大学

教育の特色

養成する人材

専門職大学等の教育の特徴

◆専門職大学・専門職短期大学の特徴は？どんな学生に向いていますか？

◎実習等を重視したカリキュラムにより、実践的な職業教育を実施

→ やりたい仕事、なりたい職がすでに決まっている「スペシャリスト志向」の学生

◎地域の産業ニーズに対応した、かつ特定職種の専門性にとどまらない幅広い知識等を習得する教育課程を編成

→ 高度な実践力を身に付け、わが国の成長分野や地域産業の変革の担い手となりたい学生

◎専門高校卒業生や社会人経験者など、入学者の多様性に配慮した入学者選抜を努力義務化

→ 専門高校で学んだ経験を活かして進学したい学生

★授与される学位は「学士（専門職）」「短期大学士（専門職）」です。



◆これまでの大学・短期大学との違いは何ですか？

◎実務家教員が数多く配置され、最新の活きた知識・技術を教授

ー 必要な専任教員の4割以上を実務家教員とするよう設置基準で規定

◎産業界等と緊密に連携した「実践的」な教育課程を編成

ー 卒業要件単位の概ね1/3以上を実習等により修得。

長期の企業内実習（インターンシップ）を必修（4年で600時間以上）



◎産業界や地域の関係者の意見を反映し、地域の産業ニーズに対応した教育課程を編成

ー 「教育課程連携協議会」を設置し、産業界及び地域社会の意見を取り入れる仕組みを導入

◎同時に授業を行う学生数は原則として40人以下

大学とは？専門職大学とは？

大学



学術の中心として、広く知識を受けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること

専門職大学



大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させること

短期大学



深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること

専門職短期大学



短期大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成すること

専門職大学は、大学制度に位置付けられているため、一般の大学と同様に、「学術の中心として、広く知識を受け、深く専門の学芸を教授研究」する必要があり、それに加えて、「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力を展開」する必要がある。すなわち、専門職大学は、実践だけでなく学術も重視しており、理論に裏打ちされた実践力を備えた人材を養成する。

参考

その他の教育施設（大学とは異なる位置付け）

専門学校



職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ること

大学・短大・専門学校と専門職大学・専門職短大の比較①

	大学・短期大学	専門職大学・専門職短期大学	専門学校 (専修学校専門課程)
目的	●学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させる【学校教育法第83条】 ～短大は、深く専門の学芸を教授研究し、職業及び実生活に必要な能力を育成することを主な目的とする【学校教育法第108条】	●深く専門の学芸を教授研究し、専門性を求められる職業を担うために必要な実践的かつ応用的な能力を育成・展開させる ※ 大学・短大のうち、上記を目的とするものは、専門職大学・専門職短期大学とする【学校教育法第83条の2、第108条第4項】	●職業に必要な能力を育成する ほか【学校教育法第124条】
教育 (職業教育) の 特色	●幅広い教養の教育と学術研究の成果に基づく専門教育 ～ 職業人養成もその中で行われる → 大学教育における職業教育は、教養教育の基礎に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的な見地からのものとして行われる点に特色	●理論と実践を架橋する教育 ●産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「教育課程連携協議会」の設置 【大学との違い】 ・実習等の重視 ※ 卒業単位の概ね 1 / 3 以上は実習等（長期の臨地実務実習を含む） ・同時に授業を行う学生数は、原則として40人以下 【専門学校との違い】 ・理論にも裏付けられた実践力の育成 ・特定職種の専門性に止まらない、幅広い知識等の習得 ※ 分野全般への精通、関連他分野への展開、生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養	●特定職種の実務に直接必要となる知識・技能の教育 ※ 豊富な実習等による即戦力の育成に強み
教員 組織	研究者教員が中心	●実務の経験等を有する教員を積極的に任用 ※ 専任教員数の 4 割以上は実務家教員（研究能力を併せ有する教員を含む） ●理論と実践を架橋する教育課程の提供に必要な研究者教員・実務家教員を適切に配置	●実務に関する知識・技能を有する教員が中心

大学・短大・専門学校と専門職大学・専門職短大の比較②

	大学・短期大学	専門職大学・専門職短期大学	専門学校 (専修学校専門課程)
修業年限	大学： 4 年 短大： 2 年又は 3 年	専門職大学： 4 年（前期・後期の区分制も可） 専門職短大： 2 年又は 3 年	1 年以上 ※ 2 年制・3 年制が中心
学位	学位を授与【学士、短期大学士】	学位を授与【学士（専門職）、短期大学士（専門職）】	称号を付与【高度専門士、専門士】
質の保証	●学位授与機関としての国際通用性を確保する設置基準（学問重視） ●国による設置認可 ●大学等による自己点検評価、教育研究活動等の状況に関する情報公表 ●認証評価機関による第三者評価（機関別評価）	●学位授与機関としての国際通用性を確保する設置基準（実践的な職業教育重視） ●国による設置認可 ●大学等による自己点検評価、教育研究活動等の状況、教育課程連携協議会の審議状況等に関する情報公表 ●認証評価機関による第三者評価（機関別評価及び分野別評価）	●より自由度の高い設置基準 ●都道府県による設置認可 ●学校による自己評価（義務）、学校関係者評価（努力義務）、学校運営の状況に関する情報提供
入学者選抜	● 学力の 3 要素を踏まえつつ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定		● 個々の専門学校において、それぞれの目的に応じて選抜実施
		●入学者の多様性に配慮した入学者選抜を努力義務化 ●多様な学生像の類型に応じたアドミッション・ポリシーを明確化 ※ 実践的な職業教育推進の観点から、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮するなど、多様な背景を持つ志願者の意欲・能力・適性等を多面的に評価	

専門職大学等の制度のポイント① 教育課程の編成方針

産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育により、質の高い専門職業人材を育成するため、一般の大学の学部・学科にない次のような基準を設けている。

産業界等のニーズを教育に反映し、産業界等が求める人材を育てる

- ◎ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。
- ◎ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開 及び「職業倫理の涵養」に配慮。
- ◎ 産業界及び地域社会との連携による「教育課程連携協議会」の設置を義務付け、教育課程の編成・実施に関して学長に意見を述べる。

(教育課程連携協議会の構成)

- ① 学長が指名する教員その他の職員
- ② 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体（※）のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
(※) = 職能団体、事業者団体等
- ③ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- ④ 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者
- ⑤ 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの

専門職大学等の制度のポイント② 実践的な教育課程

豊富な実習により、実務を通して学ぶ

◎ 開設すべき授業科目として、4つの授業科目を規定

(※) 専門職学科では「一般・基礎科目」。

科目区分	内容	単位数 (4年制)	単位数 (2年制)
基礎科目 (※)	生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目	20単位 以上	10単位 以上
職業専門 科目	専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目	60単位 以上	30単位 以上
展開科目	専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目	20単位 以上	10単位 以上
総合科目	修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目	4単位 以上	2単位 以上

◎ 実習等による授業科目の40単位以上（2年制で20単位以上）の修得が卒業要件。かつ、企業等での「臨地実務実習」をこのうち20単位以上（2年制で10単位以上）含む。

※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げられる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能（4年制の場合5単位まで）

※ 講義及び演習については15～30時間、実験、実習及び実技については30～45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって、一単位とする。

◎ 同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下。

研究者と実務家の両方から、理論と実践をバランスよく学ぶ

教員

- ◎ 必要専任教員数のおおむね 4 割以上は実務家教員（専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者）とする。
- ◎ 必要専任実務家教員数の 2 分の 1 以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。
※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。

社会人が学びやすい仕組み

- ◎ 専門職大学（4年）の課程は、前期（2年又は3年）及び後期（2年又は1年）に区分できる。
- ◎ 入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる。〔4年制で30単位まで／2年制で15単位まで〕
- ◎ 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算（修業年限の1/4を上限）できる（専門職大学・短大のみ）。
- ◎ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務化。

専門職大学等の制度のポイント④ 学位 認証評価

国内的・国際的通用性の観点から質を保証する

学位

◎ 学位の授与 課程修了者には、学位を授与する。

・専門職大学卒業……〇〇学士（専門職）

・専門職短期大学卒業、専門職大学前期課程修了……〇〇短期大学士（専門職）

・専門職学科卒業……学士（〇〇専門職）、短期大学士（〇〇専門職）

※ 〇〇には専攻分野名を付記 ※学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことを基本

認証評価

【目的】・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける

・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

【種類】

① 機関別認証評価・・・7年以内ごと

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価

② 分野別認証評価・・・5年以内ごと

専門分野の特性に応じ、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価

※ 各認証評価機関（文部科学大臣の認証を受けた第三者機関）が定める評価基準に従って実施。分野別認証評価については、認証評価機関が存在しない場合等の代替措置あり。

※ 認証評価のほか、大学の新設や新学部等の開設の場合、「完成年度」を迎えるまで、設置計画履行状況等調査（通称：アフターケア（AC））の対象となる。

特定地域内の収容定員抑制の例外

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（H30）

○地域における若者の修学及び就業を促進する観点から、
東京23区内の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない
(令和10年3月末まで10年間の時限措置)

○ただし、以下については例外として認められる

- ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- ・留学生や社会人の受入れ
- ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- ・**専門職大学等の設置（5年間の経過措置）**

※ 令和6年3月までに設置の認可を受けた専門職大学等が対象
→大学新設の場合、**令和4年10月までに申請が必要**

【参考】社会人の学び直し支援（専門実践教育訓練給付）

- 専門職大学等の課程（指定基準を満たすもの）は、厚生労働大臣から「専門実践教育訓練」の指定を受けることができる。
- 指定を受けた講座に、一定の要件を満たす在職者・離職者が入学した場合、受講費用の一部が雇用保険の給付（専門実践教育訓練給付金）の対象となる。

●対象講座：専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程が追加
【指定基準】

■ 就職・在職率80% ■ 定員充足率60%

（創設時には、前身（※一定の条件を満たすもの）となる専門学校等の講座の実績を勘案）

■ 認証評価（機関別・分野別とも）適合相当 等

●給付の内容：教育訓練経費の50%（上限年間40万円）
さらに、一定期限内に資格取得等し雇用された場合、
教育訓練経費の20%（上限年間16万円）を追加支給

※ 講座指定を受けるための手続に関しては中央職業能力開発協会まで、祖型となる実績等指定基準に関しては厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室までお問い合わせください。

2. 人材養成像と3ポリシー

設置認可の基準

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準

1 学校教育法、設置基準その他の法令に適合すること

2 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること

3 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材の需要の動向を考慮して定められている等 社会の要請を十分に踏まえ
たものであること

(注)

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）では、上記のほか、

- ① 既設の学部・学科の平均入学定員超過率に関する要件
- ② 歯科医師、獣医師、船舶職員、医師の養成に係る規定（抑制分野）が定められている。

2-1 人材像や3ポリシーは社会の要請を十分に踏まえること

社会の要請

- 社会が求める人材は？

養成する人材像

- 養成する人材像に必要な能力は？

ディプロマ・ポリシー（DP）

- 必要な能力を身に付けさせるためにどういう教育を行うか？

カリキュラム・ポリシー（CP）

- CPを踏まえて体系的に教育課程を編成

教育課程、シラバス

- DP、CPを踏まえ、入学者にどのような能力を求めるか？
どのように選抜するか？

アドミッション・ポリシー（AP）

「養成する人材像」から
シラバスレベルまで、
一貫して内容を整合
させること

2-2 養成する人材像の設定

養成する人材像

ディプロマ・ポリシー

カリキュラム・ポリシー

教育課程、シラバス

以下に留意し、養成する人材像を明確にすること

- 養成する人材像は、社会の要請を十分に踏まえること
(客観的根拠に基づいて)
- 「専門性が求められる職業」がどのような職業・就職先であるかを明確にすること

参考 学校教育法（抜粋）

第83条の2 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための
実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

- 当該職業分野の産業界において、将来の変化を見据えて今後どのような人材が
求められるのか、質と量の両面から把握すること
- 同分野の一般の大学や専門学校における人材像との違いを説明できること
(専門職大学等で養成する必要性)
- 専門職大学等の特色である「高度な実践力」と「豊かな創造力」を必要とする人材
であること

2-3 ディプロマ・ポリシーの策定

養成する人材像

ディプロマ・ポリシー

カリキュラム・ポリシー

教育課程、シラバス

ディプロマ・ポリシー（DP：卒業の認定に関する方針）

- どのような能力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針

以下に留意し、**DPを明確に定める**こと（何ができるようになるかに力点を置く）

- **「養成する人材像」が備えるべき資質・能力**を明確化すること
（**「養成する人材像」との整合性**が強く求められる）
- **就職先となる産業界のニーズ**を十分に踏まえること
- **学位の社会的・国際的な通用性を担保できる水準**であること
（**学士力**にも留意）

※学士力：H20.12中央教育審議会答申
「学士課程教育の構築に向けて」にて提言され
た**学士課程修了者が身に付けていることを期
待されている能力**（4分野13項目から構成）

学士力に関する主な内容

1. 知識・理解
専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解
2. 汎用的技能
知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能（コミュニケーション・スキル、数量的スキル、情報リテラシー、論理的思考力、問題解決力）
3. 態度・志向性
自己管理力、チームワーク・リーダーシップ、倫理観、市民としての社会的責任、生涯学習力
4. 統合的な学習経験と創造的思考力
自らが立てた新たな課題を解決する能力

2-4 カリキュラム・ポリシーの策定

養成する人材像

ディプロマ・ポリシー

カリキュラム・ポリシー

教育課程、シラバス

カリキュラム・ポリシー（CP：教育課程の編成及び実施に関する方針）

- ディプロマ・ポリシー達成のために、
 - ①どのような教育課程を編成し【**教育課程編成**】
 - ②どのような教育内容・方法を実施し【**学修方法・学修過程**】
 - ③学修成果をどのように評価するのか【**学修成果の評価の在り方**】
- を定める基本的な方針

以下に留意し、**CPを明確に定めること**

- DPで掲げる能力を身に付けられる内容になっていること（**DPとの整合性**が強く求められる）
- **展開科目の考え方**も含めて説明すること（どのような社会ニーズに対応するために、どのような能力を、どのような科目で育成するのか等）

2-5 教育課程の編成

養成する人材像

ディプロマ・ポリシー

カリキュラム・ポリシー

教育課程、シラバス

- **DP、CPとの整合性**に留意すること
- **体系的に**教育課程を編成すること
※科目内容・配列に関して個々の教員の意向が優先されことなく、
学生の視点に立った「**学修の系統性や順次性**」に配慮
- **カリキュラムマップ**や**カリキュラムツリー**を活用することも有効
- 日本学術審議会が作成した「分野別参照基準」等も参照されたい

【カリキュラムマップ】

学生が身に付けることが期待される知識・技能・態度等、学修目標として示される項目と授業科目との間の対応関係を示した図の総称。学生と教職員がカリキュラム全体の構造を俯瞰できるようにすることで、体系的な履修を促す意図を持つ。学修目標と各授業科目の対応に加え、授業科目の目標や、開講学期等と組み合わせてマトリクス形で示されるものが多くみられる。カリキュラムマップのうち、特に**順次性や授業科目間の関係性を示すことを重視して、チャート型等で示したものは、カリキュラムツリー**と呼ばれる。

【カリキュラムツリー】

カリキュラムにおける履修の体系性を示すため、**授業科目相互の関係や学修の道筋等を表した図**の総称。表現する形や内容により、履修系統図やコースツリー、カリキュラム・チャートとも表現される。学生と教職員がカリキュラム全体の構造を俯瞰できるようにすることで、体系的な教育課程の編成・実施や履修を促す意図を持つ。

【分野別参照基準】

学士課程における各分野の専門教育が、その核として共有することが望まれる基本的な考え方を示し、各大学における教育課程編成の参考にしてもらうことを通じて、大学教育の質の保証に資することをその目的として、日本学術会議が作成している。（現在までに32分野の参照基準を公表）

教育課程に関する誤解

× 最低卒業要件単位数である124単位以上の授業科目を開設さえすれば基準はクリアする。



- 専門職大学は、**体系的に教育課程を編成**するものとする（専門職大学設置基準第10条）
（学修成果や教育研究上の目的を明確にした上で、その達成に向け、**学修の系統性や順次性**のある体系的な教育課程を編成する必要）

【体系的に教育課程を編成とは？】

我が国の学士課程の教育課程については、科目内容・配列に関して個々の教員の意向が優先され、必ずしも**学生の視点に立った学修の系統性や順次性等が配慮されていない**、あるいは、**学生の達成すべき成果として目指すものが組織として不明確**である、などの課題が指摘されている。学士力答申では、**学修成果や教育研究上の目的を明確にした上で、その達成に向け、順次性のある体系的な教育課程を編成**することを各大学に求めている。

「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」（審議まとめ）平成24年3月26日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会

2-5- (1) 教育課程の編成（留意点）①

1 実践と理論、基礎と応用のバランスがとれているか

- 理論系科目と実践系科目のバランス、基礎系科目と応用系科目のバランスがとれているか
専門職業人材としての**専門性の支えとなるべき理論の教育は、相応に必要**。
- ※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、実験・実習・実技科目を演習で代替することが可能である（専門職大学設置基準第29条第1項第3号）が、「やむを得ない事由」「教育効果を十分に上げることができる」ことの説明が尽くされる必要。

2 履修の順序は考えられているか

- 基礎と応用、理論と実践、学内実習と臨地実務実習の履修の順序は適当か。
悪例…学内での講義科目や実習もそこそこに、1年後期に長期間の臨地実務実習を設定

3 必修・選択の区分設定は妥当か

- DP達成に必要な授業科目は必修科目になっているか。（選択科目の場合、学生が履修せずに卒業できてしまう。）

2-5- (1) 教育課程の編成（留意点）②

4 単位制度の実質化

- **1 単位の授業科目は45時間の学修**を必要とする内容をもって構成することを標準
（予習・復習を含む）（専門職大学設置基準第14条）
- 1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を定める努力義務（CAP制）
（専門職大学設置基準第23条）
→必修科目を多数設定し、**卒業要件の単位数が過度に多くなっていないか。**

5 無理のない学事暦・時間割が組めているか

- 定期試験、入学試験、夏季や年末年始の休校などの期間を確保した上で、年間の学事暦（カレンダー）を作成する。
- 選択科目や自由科目の履修が事実上無理な時間割となっていないか、
夜間課程を持つ場合に教員や教室の稼働に無理はないか、
2校地以上にまたがる場合に教員や学生の移動時間の確保が図られているか、
などの観点から、現実的な時間割とする。

2-5-（1） 教育課程の編成（留意点）③

6 4つの科目区分の設定は適切か

○各授業科目は、4つの科目区分の趣旨に沿って適切に区分されているか

※「4-5-（2） 授業科目の区分」で詳しく説明

科目区分	内容	単位数 (4年制)	単位数 (2年制)
基礎科目 ※専門職学科は 「一般・基礎科目」	特定の分野にとらわれない一般的な基礎・汎用科目 生涯にわたり学び続けるためのリテラシー科目 等	20単位 以上	10単位 以上
職業専門 科目	特定の職業分野に関する専門的な科目 (理論と実践、基礎と応用をそれぞれバランスよく)	60単位 以上	30単位 以上
展開科目	関連する他分野における応用的な能力であって、専攻する職業分野において創造的な役割を果たすための科目	20単位 以上	10単位 以上
総合科目	上記で修得した知識・技能を統合し、実践力と創造力を総合的に向上させる科目	4単位 以上	2単位 以上

2-5- (2) 授業科目の区分①

1 基礎科目（専門職学科は一般・基礎科目）

- 社会的・職業的自立を図るために必要な能力に加え、生涯にわたり自らの資質を向上させるために必要な能力を育成することを目的とする。
 - ※ 専門職学科の「一般・基礎科目」は、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うことも目的に含む。
 - 公布通知では、「例えば、ICT, 外国語など、様々な職種を通じたキャリアアップの基礎となるリテラシー科目など」と示しているが、あくまでも例示。幅広いものを含みうる。
 - ※専門職学科の「一般・基礎科目」では、例えば、全学共通の一般教養科目等のうち、専門職学科の教育上の目的を達成するために必要なものを履修させることなども想定される。
 - ◎ 高等学校以下の教育の学び直しに当たる科目（リメディアル）は、必要に応じ開講すべきものであるが、卒業に必要な単位数には含めない（大学レベルの教育として認められない）。

2 専攻に係る職種・職業分野の授業科目は「職業専門科目」に

- ◎ 専攻に係る職種・職業分野の専門基礎教育に当たるものは、職業専門科目
- ◎ 専攻に係る職種・職業分野の専門性の幅を広げる・さらに高度な内容を学ぶものは、職業専門科目（展開科目とは認められない）

2-5- (2) 授業科目の区分②

3 展開科目は、関連する他分野の応用的な能力を育成

- 展開科目は、
 - ・ 専攻する特定の職業分野に**関連する「他分野」の応用的な能力**であって、
 - ・ **当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成**することを目的とする。
- 公布通知では、例えば、
 - ・ 専門技能等を活かした開業や新たな事業展開を図る際に必要となる経営等の知識や、
 - ・ 連携・協働が進む隣接他分野の職業に関する知識等を学ぶ科目などとしているが、あくまでも例示
- 専門分野のノウハウを他分野に展開（逆もあり）したり、専門分野と他分野を融合することで創造や革新を牽引できる能力。
 
- 職業専門科目で学ぶ職業分野（コアの専門性）**「+α」として何を学ぶか。**
授業科目ごとの目的だけでなく、**展開科目全体を通じてどのような能力を育成するのか。**
→ **「養成する人材像」を掘り下げの中で見いだす**
- 創造力・応用力育成の重要性を踏まえれば、展開科目の中にも「主要授業科目」が存在するのが通例と考えられる。→ **「主要授業科目」は専任の教授または准教授が担当**

2-5- (2) 授業科目の区分③

4 総合科目

- 総合科目は、修得した知識・技能等を総合し、実践的かつ応用的な能力を総合的に高めることを目的とする科目。

→公布通知では、「卒業・修了を前に、それまでの授業等で身に付けた知識・技能等を統合し、真の課題解決力・創造性に結び付けるための総合的な演習科目等」を例示。

- 各専門職大学等では、その教育の目的に応じ、これら4種類の授業科目以外の授業科目を開設することも可能。

これらの授業科目の開設を通じ、学生の主体的な教育活動の展開を図ることを期待。



2-5- (3) 展開科目の例①

食品加工演習

静岡県立農林環境専門職大学
短期大学部 生産科学科

授業の 狙い

農林産物の生産 × 食品加工 =
「6次産業化」によって地域資源を活用した
「新たな付加価値」を生み出す人材

授業の 特色

農林畜産物の生産現場に必要な技術に加えて基礎的な食品加工技術を習得することで、**生産した農林畜産物をそのまま販売するだけでなく、加工して付加価値を高めることができる人材を養成**します。

従来の大学の農学部における生産系の学科では食品加工分野を教えているところは少ないですが、**この授業で得られる知識は6次産業化に取り組む農業生産法人に就職する際や、自営就農して新たに食品加工に取り組む際、農山村の地域を支えるリーダーとして活躍する際などに有用**です。

畜肉の加工（ソーセージ）の様子 /



経営学総論

大阪国際工科専門職大学
工科学部 情報工学科／デジタルエンタテインメント学科

授業の 狙い

「情報工学」×「経営学」=
ビジネス戦略・展開を組み立てられるデジタル人材

授業の 特色

情報工学分野の専門職人材に対して、**関西地区の産業をビジネスとして成立させるための戦略・展開を考える際に必要な能力・資質を養成**します。この授業では、経営学の全体を広く俯瞰して学ぶことができます。具体的には、ビジネス展開に必要な経営学の6分野（経営戦略論、マーケティング論、人・組織論、オペレーション論、会計学、ファイナンス論）とビジネスモデルの4要素（ターゲット、バリュー、ケイパビリティ、収益モデル）を関連付けて学び、知識として修得することを目的としています。

講義風景 /



2-5- (3) 展開科目の例②

ECシステム構築演習

国際ファッション専門職大学

国際ファッション学部 ファッションクリエイション学科／ファッションビジネス学科／
大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科／名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科

授業の 狙い

ECサイト制作、運営に必要な基礎知識×BASE、Shopifyでのネットショップ開設の経験＝ECサイトで自己ブランドの商品を発信・展開できる人材

授業の 特色

ECサイトで自己ブランドの商品を発信・展開ができる人材を養成。

デジタル化の起点となり得るネットショップ開設の作業をするだけでなく、ECサイト制作、運営に必要なデジタルマーケティング戦略、SNS集客ストーリー、購入側心理・デザイン思考でのユーザビリティ、運営業務プロセス、持続可能なビジネスモデルなどの基礎知識を学びます。

体系的に知識を得た上で実用的な経験を得ることによって、納得度の高い「自分ごと」のECシステム構築を経験することができます。

「ECシステム構築演習」の授業の様子 /



岡山経営者論

岡山医療専門職大学

健康科学部 理学療法学科／作業療法学科

授業の 狙い

理学療法・作業療法×サービス創造＝新たな医療サービスをイノベーションし「地域創生」に貢献する人材

授業の 特色

岡山経営者論は、岡山県で地域に根差した事業・サービスを起こし展開する経営者・イノベーターを講師として招聘し起業、新規事業展開、地方創生などをテーマにオムニバス形式で学ぶ科目です。

自らの手で起業や新規事業を成し遂げてきた経営者らの生きた知識を学ぶことで、地域の中でイノベーションを起こす発想力を身につけます。講師には医療やリハビリ関係の起業家や経営者もあり、医療サービスの創造についても学びます。

講義風景 /



2-6 シラバスの作成

養成する人材像

ディプロマ・ポリシー

カリキュラム・ポリシー

教育課程、シラバス

シラバス（教育の質を確保するための重要なツール）

- 学生が授業科目の履修を決める際の参考資料や準備学習を進めるために用いられる各授業科目の詳細な授業計画

※一般に、授業科目、担当教員名、講義目的、毎回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習のための具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件などが記載

- シラバスは「養成する人材像」やDP、CPとの**整合性**がとれていること
（例：シラバスの到達目標がDPのレベルと乖離しないこと）

＜シラバス作成の留意事項の例＞ ※複数の大学の「シラバス作成の手引」を参考に抽出したもの

【授業の到達目標】

- ・学生を主語とする

○：（学生が）…できるようになる。 ×：（教員が）…を説明する。

【授業計画】

○：各回の授業内容を記載する。 ×：複数回をまとめて記載。

【成績評価】

- ・評価の指標および配分（例：期末試験●%、小テスト●%、レポート●%、作品●%）を明記
- ・出席するだけで加点する評価は避ける（授業に出席するのは当然）

【準備学習についての指示】

- ・1単位の修得に必要な学習時間は45時間（講義の場合、授業15時間に対し予習・復習30時間）となっていることを考慮し、予習・復習として何を望んでいるかを具体的に指示する

【オフィスアワー・連絡先等】

- ・学生が担当教員に面会できる時間帯を明記する

2-7 アドミッション・ポリシーの策定

アドミッション・ポリシー（AP:入学者の受入れに関する方針）

- 教育理念、DP、CPを踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針
- 受け入れる学生に求める学習成果（「**学力の3要素**※」について、高校までにどのような力を培うことを求めるのか）や、どのような基準・方法で判定するのか、などについて具体的に設定

※学力の3要素：①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等の能力、
③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

- APは、**DP、CPに基づく教育を受ける学生の選抜**としてふさわしい内容とすること。
- **入学者選抜**は、APで掲げた事項を判断できる選抜方法とすること。
- 入学者選抜は、文部科学省が毎年度発出する「**大学入学者選抜実施要項**」に基づき実施すること

2-8 専門職大学等における教育のイメージ図

「**高度な実践力**」と「**豊かな創造力**」を併せ持つ専門職業人材を育成

- 授業の1/3以上は実習等
- 超・長期の企業内実習

教育課程
連携協議会

(職能団体、地公体、
実習施設等)

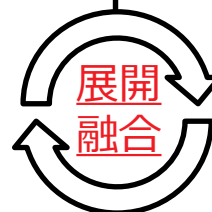
- 産業界や地域の意見を反映（より実践的な教育課程に）

【職業専門科目】
専攻する「職業専門分野」A

- 理論と実践を
バランスよく学ぶ

【展開科目】
隣接する「他分野」B

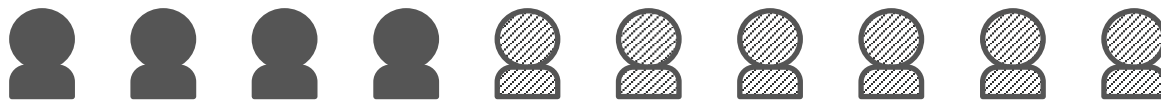
- 社会ニーズを
踏まえた
「+a」の能力



【総合科目】
各科目で修得した能力を総合し、
実践力・応用力を向上

【基礎科目※】※専門職学科では「一般・基礎科目」
一般的な基礎・汎用科目、リテラシー科目
(特定の分野にとらわれない)

- 必要専任教員の4割以上
は実務家教員（最新の活
きた知識・技術を教授）



3. 臨地実務実習

【臨地実務実習とは】

企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるもの

- 専門職大学等のカリキュラムの肝となる部分の一つ。

20単位以上 ≡ 600時間 ≡ 15週（8時間×週5日換算）

（4年制大学の場合）

- **正規の授業科目として、企業等で実習する。**

= 専門職大学等が主体的に計画（企業等任せにしない）

= 多数の実習先において、授業科目として同等の品質を確保

- ◎ **「専門職大学等の臨地実務実習の手引き」**を平成31年1月に公表。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1412538.htm

トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科 > 専門職大学等の臨地実務実習の手引き

臨地実務実習② 臨地実務実習の開設に関し必要な事項

- ・ 文部科学省告示で「必要な事項」として示しているのは以下の事項。

「専門職大学に関し必要な事項を定める件（告示）」第5条第1項

1 実施計画の作成・実施

臨地実務実習施設の開設者又は管理者である事業者等と協議して実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

«実施計画への記載事項»

- ・ 実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所
- ・ 受け入れる学生の数
- ・ 実習指導者の配置
- ・ 成績評価の基準及び方法
- ・ 学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任
- ・ その他の臨地実務実習の実施に必要な事項

2 実習指導者の配置

- 実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の「実習指導者」（※）を置くこと。
（※）実習指導者……事業所等に所属し、臨地実務実習の指導を行う者
- 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

3 担当教員による実施状況把握の体制整備

- 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

臨地実務実習③ 授業科目の開設・実施の流れ～学科等開設まで

大学の授業科目として何を学修するかを専門職大学等が主体的に検討する

実習先事業者

専門職大学等

臨地実務実習科目の開発

**実習受入れの
検討**

供用可能な実習施設
提供可能な実習内
容・指導体制（実習
指導者の選定）など

実習受入れの打診

承諾

**受入れの
合意**
(実施協定書
の締結)

相互の責任・負担区分など

3つのポリシーの検討

授業科目の開発

(科目の内容作成、
到達目標の設定など)

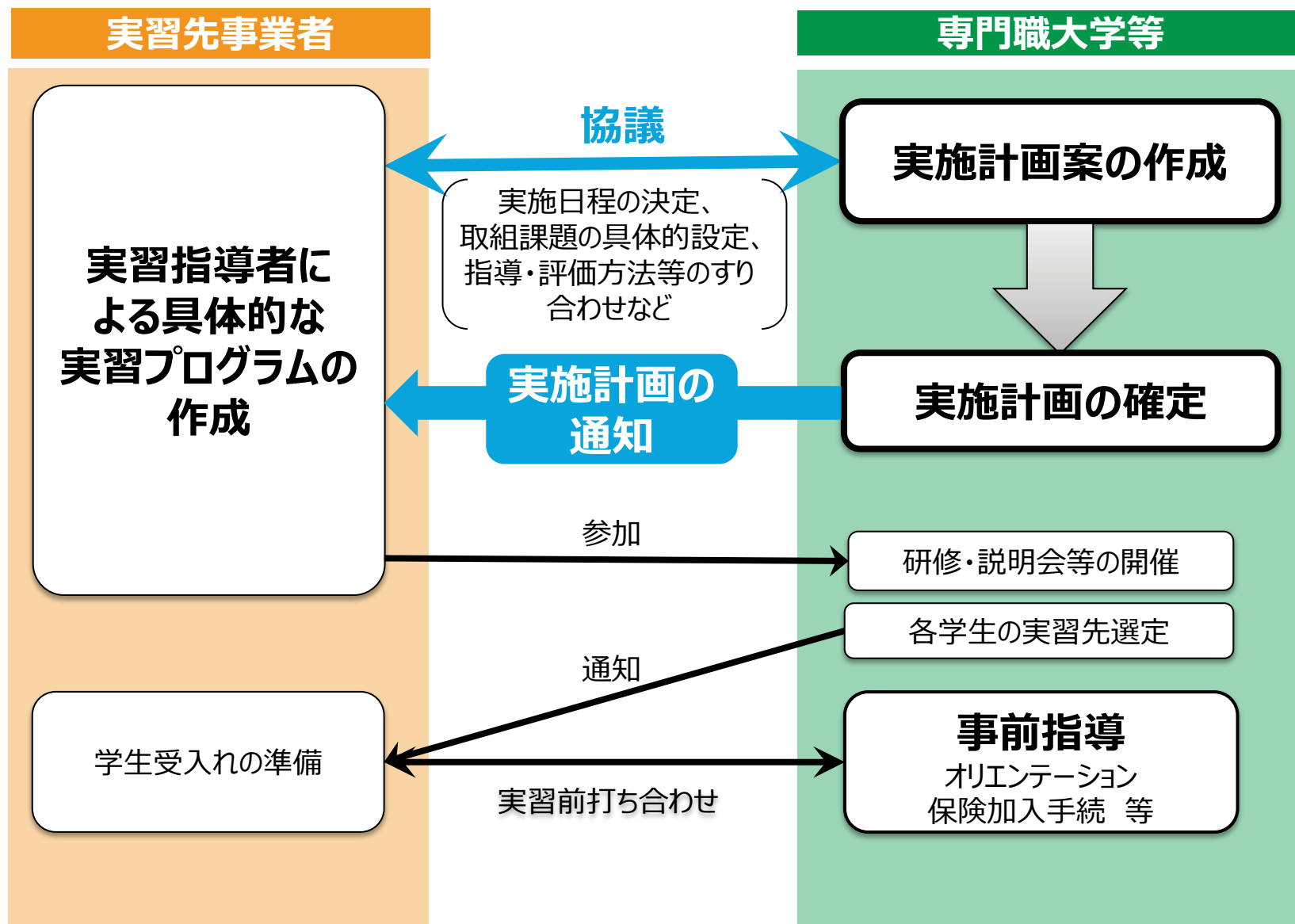
**実施計画の骨子案
の作成**

実習内容等、指導者の配
置、成績評価基準、
報酬等の取扱い、実習実
施状況の把握方法等

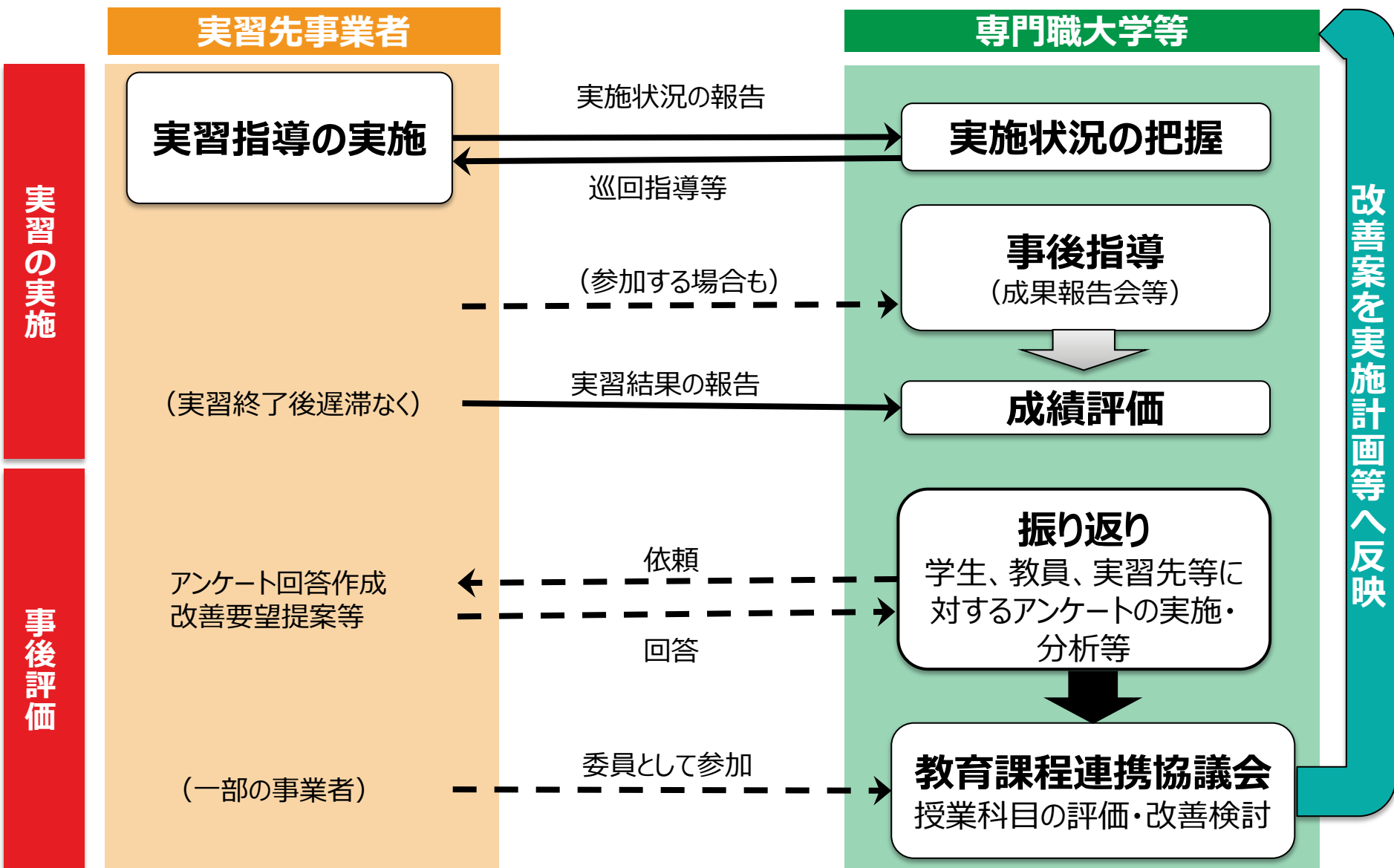
※実習先事業所（実習指導者の選定を含む）、実施計画の大枠は設置申請時に決まっている必要

臨地実務実習④ 授業科目の開設・実施の流れ～実習開始前まで

毎年度の
実習開始前まで



臨地実務実習⑤ 授業科目の開設・実施の流れ～実習の実施・事後評価



1 20単位を体系的に組み立てる

いつ、どこで、何を体験させ、身につけさせるか。

例えば…

- ・ 各年次に臨地実務実習の科目を配当し、学修の進展に応じて段階的に高度な実習を実施して、学修内容の定着・発展を図る。
- ・ 専攻する職業分野の複数の企業・職場に一定期間ずつ通い、当該職業分野の横断的な経験を積ませて、幅をもった専門性を養う。
- ・ 複数年次にわたり1つの実習先企業に長期間継続的に通い、より高度な実習課題に取り組ませて、深い専門性を養う。
- ・ 週の前半に講義や学内実習等を行い、週の後半に臨地実務実習を行うなど、座学と実践とを往還しながら、現場のニーズに即した能力を養う。
- ・ 座学での学修が一定程度進展した段階で、国家資格試験等の受験資格を得るのに必要な臨地実習を集中的に行う。



専門学校等での実践的職業教育の実績を基礎に、より充実した（質の高い）臨地実務実習となるように検討する。

2 授業科目ごとに、設計する

- ・ 実習の目的（到達目標）
- ・ 実習の具体的内容
- ・ 実習を通じて習得しようとする具体的な知識・技能
- ・ その修得状況の評価方法・評価基準
- ・ 事前・事後の指導計画
- ・ 実習先にかかわらず一定水準の実習を確保するための方策
- ・ 実習施設における実習指導者の配置（求める経験年数や資格などを含む） など



**専門職大学等の授業科目としての質が確保されているか
（実習先となる企業等によって内容や評価の物差しがバラバラにならないように）**

3 適切な実習先を、さまざまな伝手を通じて開拓する

※ 設置申請段階で、必要数以上の実習先を確保する必要。

- － 3・4年次の科目など数年先の授業科目の実習先であっても、申請時点で確保することが必要。
申請時点で実習先が確保できない申請者が、数年後ならば確保できると判断することは困難。

4. 教員

教員の資格（専門職大学）

学長 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者

教授		准教授	講師	助教
次のいずれかに該当し、かつ、 専門職大学における教育 を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者				
①博士の学位を有し、研究上の業績を有する者				
②研究上の業績が①に準ずると認められる者				
③修士（専門職）、法務博士（専門職）又は教職修士（専門職）の学位を有し、 <u>当該学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者</u>	③ 修士の学位又は修士（専門職）、法務博士（専門職）若しくは教職修士（専門職）の学位を有する者		③ 左記+医学・歯学・薬学（臨床）・獣医学については <u>学士の学位を有する者</u>	
④大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴がある者	④ 大学において教授、准教授、専任の講師、 <u>助教又はこれに準ずる職員</u> としての経歴がある者			
⑤芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者 ・ 実際的な技術の修得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀でていると認められる者				
⑥専攻分野について、特に優れた知識及び経験 <u>を有すると認められる者</u>	⑦専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者		⑦専攻分野について、知識及び経験 <u>を有すると認められる者</u>	
—	⑧研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者			
—	—	その他特殊な専攻分野について、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	—	

※ 助手（専門職大学設置基準第42条）は、授業科目の担当教員にはなれない。

教員の資格（専門職短期大学）

学長 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者

教授		准教授	講師	助教
次のいずれかに該当し、かつ、 専門職短期大学における教育 を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者				
①博士の学位を有し、研究上の業績を有する者				
②研究上の業績が①に準ずると認められる者				
③修士（専門職）、法務博士（専門職）又は教職修士（専門職）の学位を有し、 <u>当該学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者</u>	③ 修士の学位又は修士（専門職）、法務博士（専門職）若しくは教職修士（専門職）の学位を有する者		③ 左記 + 医学・歯学・薬学（臨床）・獣医学については <u>学士の学位を有する者</u>	
④・芸術上の優れた業績を有すると認められる者 ・ 実際的な技術の習得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀でていると認められる者				
⑤大学、短大又は高専において教授、准教授又は専任の講師の経歴がある者	⑤ 大学、短大又は高専において教授、准教授、専任の講師、 <u>助教又はこれに準ずる職員</u> としての経歴がある者			
⑥研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者				
⑦特定の分野について、 <u>特に優れた知識及び経験</u> を有すると認められる者	⑦特定の分野について、 <u>優れた知識及び経験</u> を有すると認められる者		⑦特定の分野について、 <u>知識及び経験</u> を有すると認められる者	
—	—	特定の分野について、専門職短大における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	—	

※ 助手（専門職短期大学設置基準第39条）は、授業科目の担当教員にはなれない。

専任教員の区分

- 必要専任教員数（最低配置数）は、専門職大学設置基準等の別表で規定
- 理論と実務の架橋を図り、実践的な教育を行う観点から、必要専任教員数の4割以上は**実務家教員**（専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験かつ高度の実務能力を有する者）
⇒**企業現場の最新の活きた知識や新たな価値を創造するための考え方を教授**
- 必要専任実務家教員数の2分の1以上は**研究能力を併せ有する実務家教員**（大学等での教員歴、修士以上の学位、企業等での研究上の業績のいずれかを求める）
- 企業等の現場で現に取り扱われる生きた知識・技能等を教授する役割を期待して、必要専任実務家教員数の2分の1以内は**みなし専任教員**で足りる
- 理論に精通した**研究者教員も配置**し、**研究者と実務家の両方から理論と実践をバランスよく教授**
※科目適合性（後述）がある方であれば、実務家教員が理論系科目を担当することも支障ない。

①実務家教員
おおむね4割以上

④研究者教員
おおむね6割まで

②研究能力を
併せ有する
実務家教員
おおむね2割以上

③みなし専任教員 でも可（おおむね2割以内）

実務家教員の要件

- ① **実務家教員**…専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者
- ② **研究能力を併せ有する実務家教員**…実務家教員のうち、大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを有するもの
- ③ **みなし専任教員**…「1年につき6単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他の学部/学科の編成について責任を負う者」であれば、企業等と兼務するものでも専任教員数にカウント可能
- ④ **研究者教員**（①、②、③のいずれにも該当しない教員）

<留意事項>

- ①実務家教員の「実務の能力」については、保有資格、実務の業績、実務を離れた後の年数等により、その適格を判断される。

実務を離れた後の年数については、おおよその目安として、実務を離れてから5年から10年以内であることが望ましく、実務を離れる前の実務経験の長さも考慮される。

実務家教員の実務の業績

- ◎ 実務家教員については、**経験年数だけでなく、担当する授業科目の専攻分野において高度の実務の能力を有する者であるかどうか、具体的な実務の業績を示す**ことが必要。
- ・ 「実務の業績」や、それに対する産業界等の評価として認められ得るもの（＝教員個人調書に記載するもの）の例（その業界における実践等の功績や指導的な役割等）
 - － 企業等でのプロジェクトの企画・立案・運営（※教員候補者個人としての貢献を明記）
 - － コンペティション・表彰等の受賞歴
 - － 現場の指導・監督的な役職
 - － 実務に係る講演会・研修会等の講師
 - － 専攻分野に係る職能団体の役員、国・地方自治体等の会議の委員等の経験
 - － 専門分野に係る資格
 - － 表彰や資格の審査経験
 - － 学会等での発表、執筆活動 など
- ※ **専門学校での教員歴そのものは実務の業績としても取り扱われないが**、当該教員が、業界の実務者に対する指導等を行っている、実務者に広く用いられるテキスト等を執筆しているといった場合には、それらの業績が実務の業績として評価される。
- ◎ 研究能力を併せ有する実務家教員の「企業等での研究上の業績」については、**著書、論文等の学術上の業績を必ずしも求めるものではなく、実務上の実践知識を形式知化、あるいは構造化・理論化し、様々な形で発表した業績などが含まれる。**

実務家教員の事例①

永澤 陽一 教授

国際ファッション専門職大学
国際ファッション学部
ファッションクリエイション学科



実務経験の年月数

41年9ヵ月

担当授業

「ファッションデザイン実習Ⅰ・Ⅱ」、「地域企業・地方連携ゼミ」、「臨地実習Ⅰ（企業）」、「国際連携ゼミ」、「統合指導ゼミ」、「卒業制作・計画」

実務経験の概要

東京コレクションやパリコレクションにて自身のブランド『YOICHI NAGASAWA』を発表。「AEON」や「無印良品」「ニューバランス」など、多数の有名企業の衣料部門の総合プロデュースを歴任する他、「東京メトロ」など大手企業の制服も多数手がける。また金沢21世紀美術館をはじめ国内外で展覧会を開催するなど幅広い分野での実績を多数持つ。

実務経験を活かしている授業科目

【ファッションデザイン実習Ⅰ、Ⅱ】

これまでの、デザイナー及びプロデューサーとして得たクリエイティブ力、事業化力という知見を活かし、アイデアは特定の人の特売特許ではなく、トレーニングをする事で出す事ができるという前提のもと、デザイン及びアイデアの出し方を具体化。

独自の理論に則って、具体的に、かつ論理的に指導している。

高橋 伸佳 准教授

芸術文化観光専門職大学
芸術文化・観光学部
芸術文化・観光学科



実務経験の年月数

24年

担当授業

観光事業概論、ニューツーリズム論、エリアマネジメント論、宿泊産業論、宿泊業実習、ホスピタリティ実習、観光プロモーション演習、デステーション実習

実務経験の概要

株式会社JTBコミュニケーションデザインに入社後、同社・事業開発局などを経て、JTBグループ本社・事業創造部、経営企画部、経営戦略本部、日本健康開発財団、JTB総合研究所にて事業開発・管理業務、コンサルティング業務を一貫して担当。ヘルスツーリズム研究所、ジャパン・メディカル&ヘルスツーリズムセンター、日本ヘルスツーリズム振興機構など社内外の組織立上げや商標、ビジネスモデル特許など発明業務を主導した。

実務経験を活かしている授業科目

【観光事業概論】

実際の事業開発シーンで活用してきたイノベーション手法やマーケティング手法を用いたワークショップ型授業を展開。理論モデルを用いつつも、事業開発における発想方法や着眼点についての具体的な考え方に加え、事業運営の可能性と課題発見を疑似体験できる実務型の授業に活かすことができている。

実務家教員の事例②

西澤 達夫 教授

東京保健医療専門職大学
リハビリテーション学部
理学療法学科



実務経験の年数

40年以上

担当授業

ICT概論、共生社会の展開と実践、身体障害へのシステム支援工学Ⅰ、身体障害へのシステム支援工学Ⅱ

実務経験の概要

電気会社半導体部門にて昭和56年より音声合成LSIの応用技術開発に従事後、電子機器製造会社に移籍し、視覚障害者向け読書機の開発・製品化に携わる。平成10年の初代機は、CDを記録媒体として用いたが、ICTの発展に合わせて、いつでもどこでも利用可能なネットワーク配信システム、および小型再生端末を開発・実現した。平成29年より日本障害者リハビリテーション協会に移籍、読みの困難を持つ児童生徒を対象にデジタイズ教材の普及・促進を担っている。

実務経験を活かしている授業科目

【障害へのシステム支援工学Ⅰ】

製品開発、あるいは新規分野立ち上げのプロジェクトリーダーとして、視覚障害者に代表される印刷された文章の読みの困難を持つ読字障害者向けの電子書籍規格であるDAISY規格の国際標準化に寄与するとともに、DAISY規格に対応した読書機を開発・製品化した。これらの実務経験に基づき、様々な障害への理解と支援システムの設計・実現手法、およびその評価手法について講義を行っている。

佐藤 展之 教授

静岡県立農林環境専門職大学
生産環境経営学部
生産環境経営学科



実務経験の年数

33年

担当授業

土壌肥料・植物栄養学、園芸学、園芸学各論、農学概論、農林業生産理論、県内農業事情、農業気象学、経営実習、プロジェクト研究

実務経験の概要

静岡県農林技術研究所で平成29年3月まで所属し、その間に温室メロンやバラの栽培研究を行ってきた。特にバラの養液栽培やヒートポンプの利用技術を手掛け、バラ栽培におけるヒートポンプ利用の手引などを作成した。

実務経験を活かしている授業科目

【土壌肥料・植物栄養学】

農林技術研究所の研究員だった経験を活かし、養液栽培における肥料配合の方法、光合成などを実際の温室内で計測することなどで、作物生産の基本である光合成を最大限に活かすための植物栄養や、環境制御技術について、実践に役立つ知識を身につける。

教員審査

◎ 設置審査では、専任教員予定者について、以下の観点から個別に審査される。

① **職位の適格性**（教授等の職位にふさわしいレベルの業績があるか）

② **科目適合性**（その科目を教えられる業績があるか）

1 一般的な注意点

◎ 教員の業績は、設置申請時点のものを記載

- － 開学までに取得「予定」の学位等を記載しても審査の対象とならない。
- － 近日刊行・公表「予定」の著書・論文を記載しても審査の対象とならない。

◎ 主要授業科目は、原則として専任の教授又は准教授が担当する。

（専門職大学設置基準第32条第1項）

- － まずは主要授業科目を適切に設定
- － 教員審査で下位の職位と判定された場合は、適切な職位の教員の追加補充を

◎ 4年制大学の場合、必要専任教員数の半数以上は原則として教授とする。

短期大学の場合、必要専任教員数の3割以上は教授とする。（設置基準別表備考）

教員審査（科目への適合性、年齢構成）

2 科目の適合性

- ◎ 専任教員として職位に応じた研究業績／実務業績があると認められたからといって、どの科目でも教えられるわけではない。

担当する授業科目に関連する研究業績／実務業績が必要。

※ 理論系の科目を担当する教授等については、既存の大学等の教員（研究者教員）と同等に、当該科目を担当する教授等にふさわしい学術上の業績が求められる。

3 年齢構成

- ◎ 教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

（専門職大学設置基準第31条第3項）

専任教員数に関する誤解

- × 設置基準の別表に定める人数以上の専任教員を確保しさえすれば基準はクリアする
(例：工学関係で収容定員200-400人ならば専任教員は最低14人揃えれば良い)



- 教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模等に応じ必要な専任教員を置く(専門職大学設置基準第31条)
(設置基準の必要専任教員数は最低基準であり、申請しようとする大学等の教育課程の運営に必要な専任教員数の配置が必要)
- **主要授業科目**は原則として**専任の教授又は准教授**に担当させる
(専門職大学設置基準第32条)
(集めた教授又は准教授で主要授業科目をカバーできないならば、教授等の追加が必須)

5. 校地・校舎、施設・設備

校地・校舎

※実践的な職業教育を行う特色を踏まえ、一般の大学よりも柔軟な基準を設定

○校地の面積

- ・学生 1 人あたり10m²以上
- ・教育上特に必要があり、かつ、やむを得ない事由がある場合、教育に支障のない限度において、減算を認める
 - 教育上特に必要がある場合とは、例えば、臨地実務実習の円滑な実施や実務家教員の確実な確保等のために、特定の場所に立地させることが特に必要である場合など
 - やむを得ない事由とは、例えば、周辺の土地が既に高度利用されており、物理的に土地取得が困難な場合など
 - 教育に支障のない限度とは、例えば、休息や交流等学生の多様な活動を可能とする空間が確保され、教育課程の編成・実施や厚生補導の実施等を図る上で支障のない範囲のものなど

○校舎の面積

- ・実習先企業等の主な実習場所の面積を踏まえて、減算を認める
 - －臨地実務実習関係：15%まで
 - －その他の事由（臨地実務実習以外の実習を郊外で行う場合等）：5%まで

施設・設備 ①

研究室の広さや図書の冊数について定量的な基準はないが、教育・研究活動に支障がない水準に整備されることが必要。

1 研究や学生指導に必要なスペースの確保

- ◎ 教員研究室は、教員が研究や学生指導を行うために必要なスペースが確保されているか。情報管理が適切に行えるような機密性が確保される構造になっているか。
- ◎ 学生との個別面談・指導のためのスペース、学生が休息・交流できるスペースは十分か。
- ◎ 教育研究に必要な設備（備品）は十分か。

2 学部等の種類・規模等を踏まえた図書等の資料及び図書館の整備

- ◎ 学部等の種類・規模等を踏まえ、どのような考え方で図書等を整備するのかを計画する（学術雑誌等は具体名を）
- ◎ 図書館の閲覧室、閲覧席数、レファレンス・ルーム、検索手法等、教育研究を促進できる機能等について、学部等の種類・規模、教育研究の目的等に照らして計画する。

施設・設備 ②

専門職大学の施設は、他の機関との共用ではなく当該専門職大学の専用であることが原則。

ただし、基準校舎面積を超えて校舎を有している場合など、教育研究に支障がないと認められるときは、例えば公共の施設を専門職大学の施設として取り扱うことも可能。

- ・ 大学と自治体との間で、大学が施設を長期に安定して利用できるよう協定を結び大学の校舎と位置付けることや、利用機会の確保を含め、学生や教職員の利用に支障がないこと等に留意が必要です。

例：専門職大学に隣接している公共図書館を専門職大学の図書館として使用（※）

※ 専門職大学の図書館として必要な設備や体制が整っている必要があります（前ページ参照）

参考

○高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について(通知)」
(平成19年7月31日 19文科高第281号)

(2) 留意事項

8 施設の専用等に関する事項

大学設置基準第36条第1項は、大学の施設は、他の機関との共用ではなく当該大学の専用であることが原則であることを明確にしたものであること。また、「教育研究に支障がないと認められるとき」とは、例えば、大学設置基準に定める基準校舎面積を超えて校舎を有し、その超えている部分を他の機関と共用する場合などが想定されること。

※ **本通知の大学に関する留意事項は、専門職大学等にも適用されます。** 専門職大学の場合、「大学設置基準第36条第1項」は「専門職大学設置基準第45条第1項」と、専門職短期大学の場合は「専門職短期大学設置基準第42条第1項」と読み替えてください。

体育館その他のスポーツ施設、運動場

○体育館その他のスポーツ施設

- ・原則、体育館その他のスポーツ施設を備える
- ・やむを得ない事情がある場合、以下の要件を満たせば、**自己所有に限らず、公共施設・民間施設の活用も可能**（専門職大学設置基準第44条、専門職短期大学設置基準第41条）
 - ⇒要件： ① 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること
 - ② 校舎から至近の位置に立地していること
 - ③ 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること
- ・これらの取組みを行う際には、特に、20歳前後の学生の人格形成を促す上で、多様な活動を可能とする空間を確保するという観点が求められることを踏まえ、学生の利便性やニーズ等に対応した公共施設・民間施設を活用願います。

○運動場

- ・なるべく運動場を設ける



校舎等施設に関する誤解

- × 設置基準の別表に定める面積以上の校舎でさえあれば基準はクリアする。



- **全授業科目の授業を実施する上で必要な施設設備が整っている**
- **備えるべき施設が整備されている（研究室、図書館etc.）**
(専門職大学設置基準第45条)
- その施設は、**適切な教育・研究活動が行えるだけのスペース・機能を確保した**ものとなっている

例：教員の研究や学生の研究・制作等が行える部屋となっているか。

共同研究室とする場合でも、十分な広さや機能が必要。

(プライバシー保護の方策（個別面談室等）や機密情報の管理などを含む)

図書館は教育研究上必要な資料を系統的に備え、教育研究を促進する環境か。

6. その他の留意点

教育課程連携協議会

【審議事項】

- ・ 産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的事項や、その実施状況の評価に関する事項 <PDCAを回す>

【委員構成】

- ① 学長が指名する**教員その他の職員**
- ② 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体（※）のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
- ③ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- ④ 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者
- ⑤ 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの

- ◎ ①～④は各最低 1 人以上。構成員の過半数は学外の者（②～⑤）とする。
- ◎ ②、④は**養成する人材像をカバーできているか**（カリキュラムの議論ができる陣容か）。
- ◎ ②は**職能団体・事業者団体等の関係者**。専攻分野の特性によっては研究団体なども含みうる。
- ◎ 教育課程連携協議会の議論を受けて、教育課程の見直しの検討を行う学内の体制の整備も必要。

「連携実務演習等」による代替

～やむを得ない場合、かつ、教育効果を十分に上げられる場合に可能～

連携実務演習等：企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの
(臨地実務実習を除く。)であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるもの

1 「連携実務実習等」の授業で取り組む課題 「専門職大学に関し必要な事項を定める件（告示）」第5条第2項

- 連携先事業者における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の探求的な学習活動が促されるものであること。

2 実施計画の作成・実施

- 連携先事業者と協議して実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

「実施計画への記載事項」

- ・ 連携実務演習等の内容及び日程
- ・ 演習等指導者の指定
- ・ 成績評価の基準及び方法
- ・ 学生に対する報酬等の取扱い
- ・ その他の連携実務実習等の実施に必要な事項

3 演習等指導者の指定

- 連携先事業者において、演習等指導者（※）を指定すること。
(※) 演習等指導者…連携先事業者に所属し、連携実務演習等における学生への指導、担当教員への助言等を行う者
- 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

→実施場所は学内だが、内容面では臨地実務実習と同等であるもの

大学・学部・学科の名称

区分	大学名	学部名	学科名
専門職大学	〇〇 専門職 大学	特に指定なし	特に指定なし
専門職短期大学	〇〇 専門職 短期大学	—	特に指定なし
大学の専門職学部	特に指定なし	〇〇 専門職 学部	特に指定なし
大学の学部の専門職学科	特に指定なし	特に指定なし	〇〇 専門職 学科
短期大学の専門職学科	特に指定なし	—	〇〇 専門職 学科

- 大学、学部及び学科の名称には、専門職大学等として適当であるとともに、**教育研究の内容が含まれている場合はその内容を適切に表現した名称**を付記
- 英語名称には、専門職大学等であることがわかるように「Professional」又は「Vocational」を付記
- 社会的・国際的な通用性を踏まえて設定

学位の名称

区分	学位の名称
専門職大学	〇〇学士（専門職）
専門職短期大学、 専門職大学前期課程	〇〇短期大学士（専門職）
専門職学科	学士（〇〇専門職）、 短期大学士（〇〇専門職）

- ・ 〇〇には専攻分野名を付記
（学問分野ではなく**職業・産業分野の名称**を付すことを基本とする）
- ・ 社会的・国際的な通用性を踏まえて設定

※ なお、学位の英文表記については、H30.10 中央教育審議会「2040年に向けた今後の高等教育のグランドデザイン（答申案）」において、学位等の国際通用性確保に関し、
「Bachelor of（学術的に広く認知されている分野の名称）in（現在付記している名称）」
とすることを国が推奨する」との記述があることにも留意。

専門職大学等に期待される「研究」

- 専門職大学は、大学体系に位置付く機関として、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含める
- 専門職大学には、職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を期待（学術上の探求そのものが主目的ではない）

【参照】H28.5.30 中央教育審議会「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）」

※教員が、研究や学生の教育研究指導を行うための適切な教員研究室（機密性の確保や十分な広さ）も必要

前期課程・後期課程に区分する場合

1 前期課程修了で「短期大学士（専門職）」の学位を授与

- ◎ 前期課程としての教育課程の体系性が求められる。

卒業要件単位（2年制の場合62単位以上）のうち、基礎科目（10単位以上）、職業専門科目（30単位以上）、展開科目（10単位以上）、総合科目（2単位以上）

2 前期課程修了者は、後期課程への進学が保障される

- ◎ 前期課程・後期課程は、あくまでも4年間の学士課程を区分したもの。

前期課程から後期課程への進学に際して、ふるいにかける（進学を希望するにもかかわらず進学を認められない学生が生じる）ことは認められない。

※はじめから後期課程に進学しない人材を養成したいのであれば、短期大学として開設すべき。

3 前期課程・後期課程の区分は「専門職大学」のみ認められる

- ◎ 専門職短期大学、大学・短期大学の専門職学科では認められない。

4 前期課程・後期課程に区分する必要性を明確に

- ◎ それぞれの課程で養成する人材像の違いを明確に。

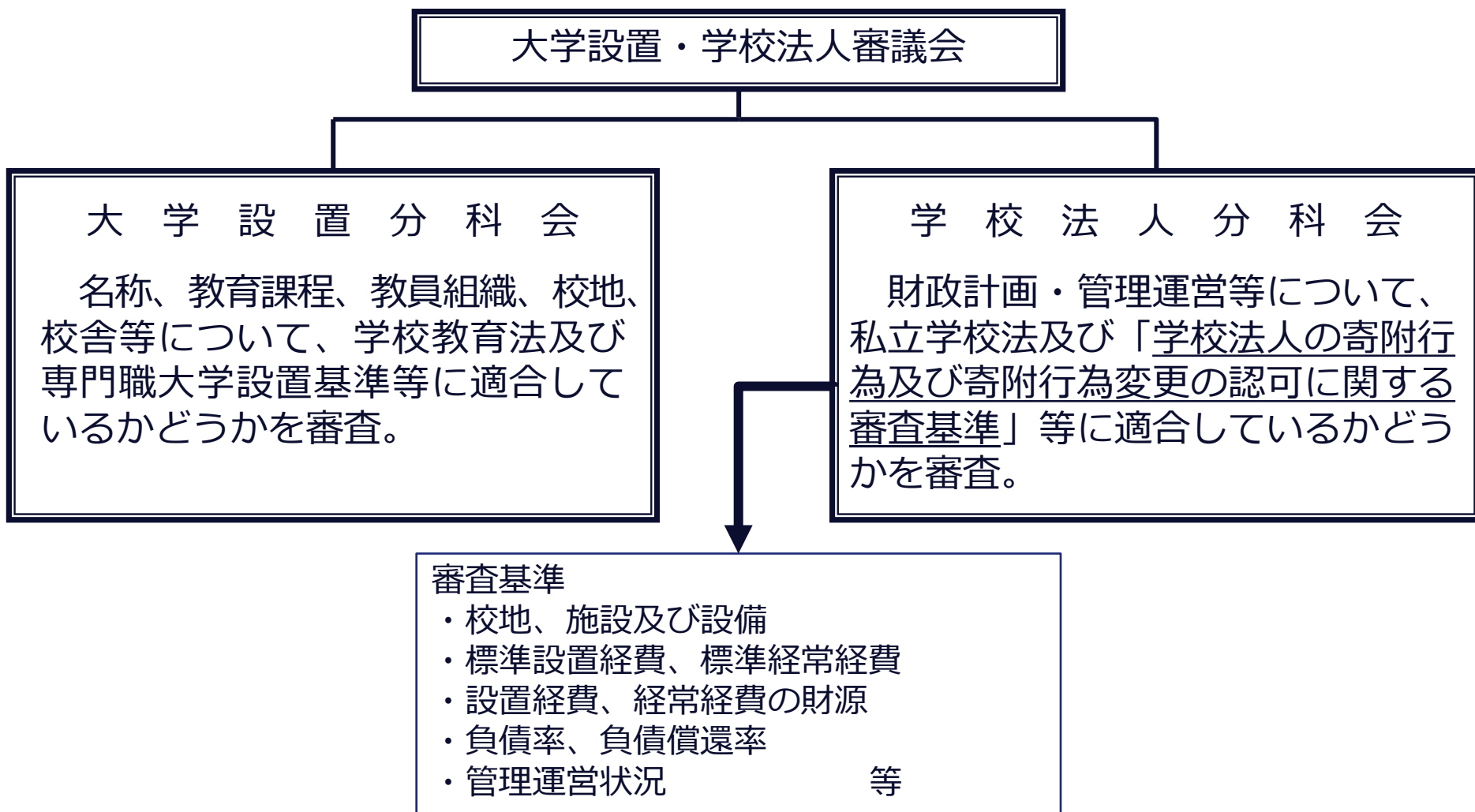
- ◎ 前期・後期課程制度の活用が想定される事例

- ・前期課程で資格を取得し、後期課程で資格を活用した企業内実習を実施
- ・前期課程で資格を取得し、資格を活用して働きながら後期課程で発展的な内容を履修 など

7. 学校法人の財政計画・ 管理運営等の審査について (私立のみ)

大学設置分科会と学校法人分科会

私立の大学等の設置については、大学設置分科会と学校法人分科会の双方の審査を同時に受け、それぞれの分科会から「可」とされる必要がある。



学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準のポイント

① 校地、施設及び設備

- ◇原則、申請時点で自己所有であることが必要。
- ◇ただし、一定要件を満たす場合は借用でも可。

② 標準設置経費、標準経常経費

【標準設置経費】

- ◇大学等の施設・設備の整備に要する経費は、「標準設置経費」以上であることが必要。
- ◇転用・共用する既存の施設・設備があれば、当該施設等の帳簿価格分を含め「標準設置経費」以上であれば可。

【標準経常経費】

- ◇大学等の開設年度の経常経費は、「標準経常経費」以上であることが必要。

③ 設置経費、経常経費の財源

- ◇設置経費等の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇財源の保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で、一定の要件を満たすものでも可。
- ◇経常経費の財源のうち、学生納付金については、学生数が合理的に算定され、確実に収納される見込みがあると認められること。

④ 負債率、負債償還率

【負債率】

- ◇開設年度の前々年度末の負債率が25%以下であることが必要。

【負債償還率】

- ◇開設年度の3年前から完成年度までの各年度の負債償還率が20%以下であることが必要。

⑤ 管理運営状況等

- ◇学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないこと 等

⑥ その他 (学生確保の見通しにかかる調査)

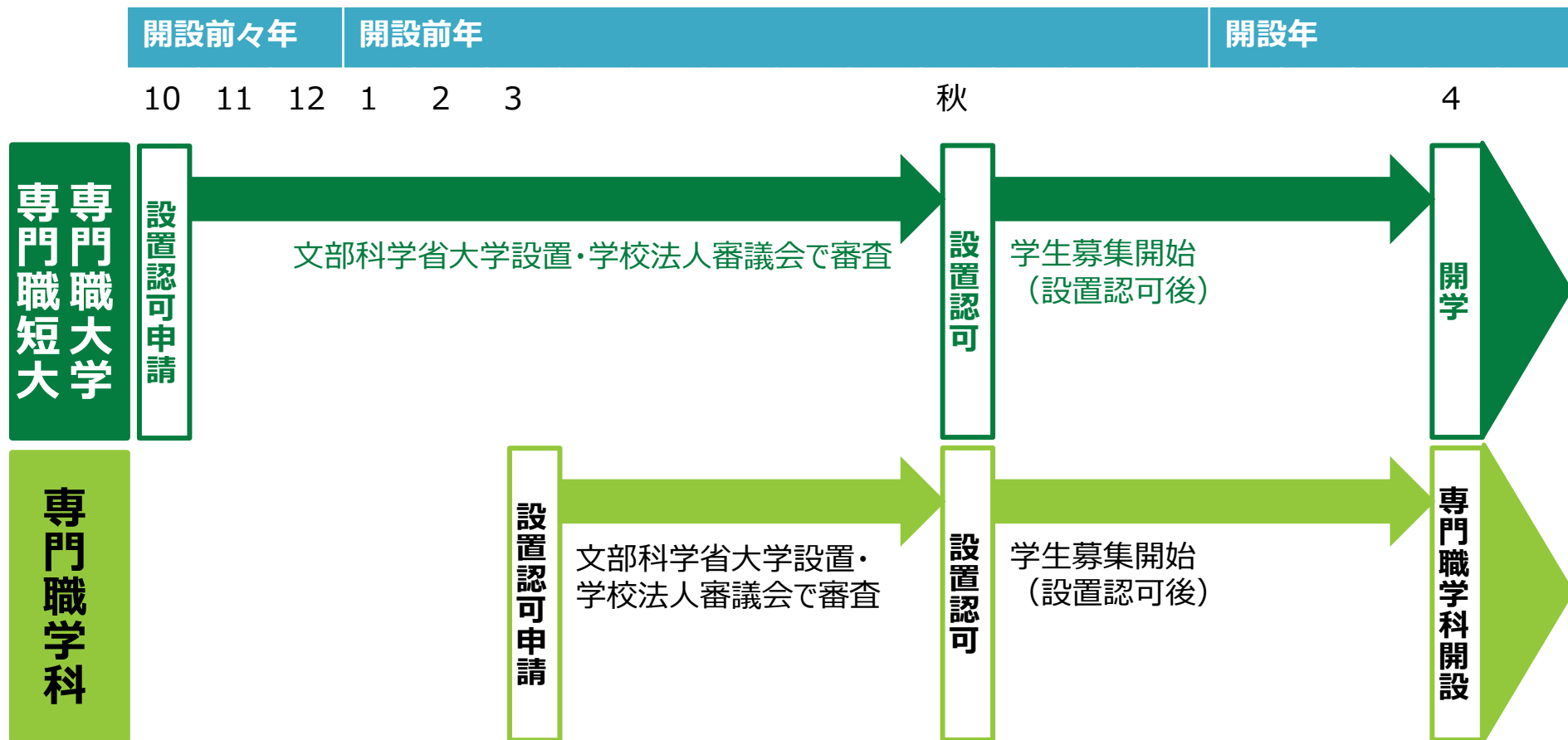
- ◇学生納付金の算出根拠となる学生数が合理的に算定されていること。

寄附行為（変更）認可に関するお問合せは、私学部私学行政課法人係まで御連絡ください。

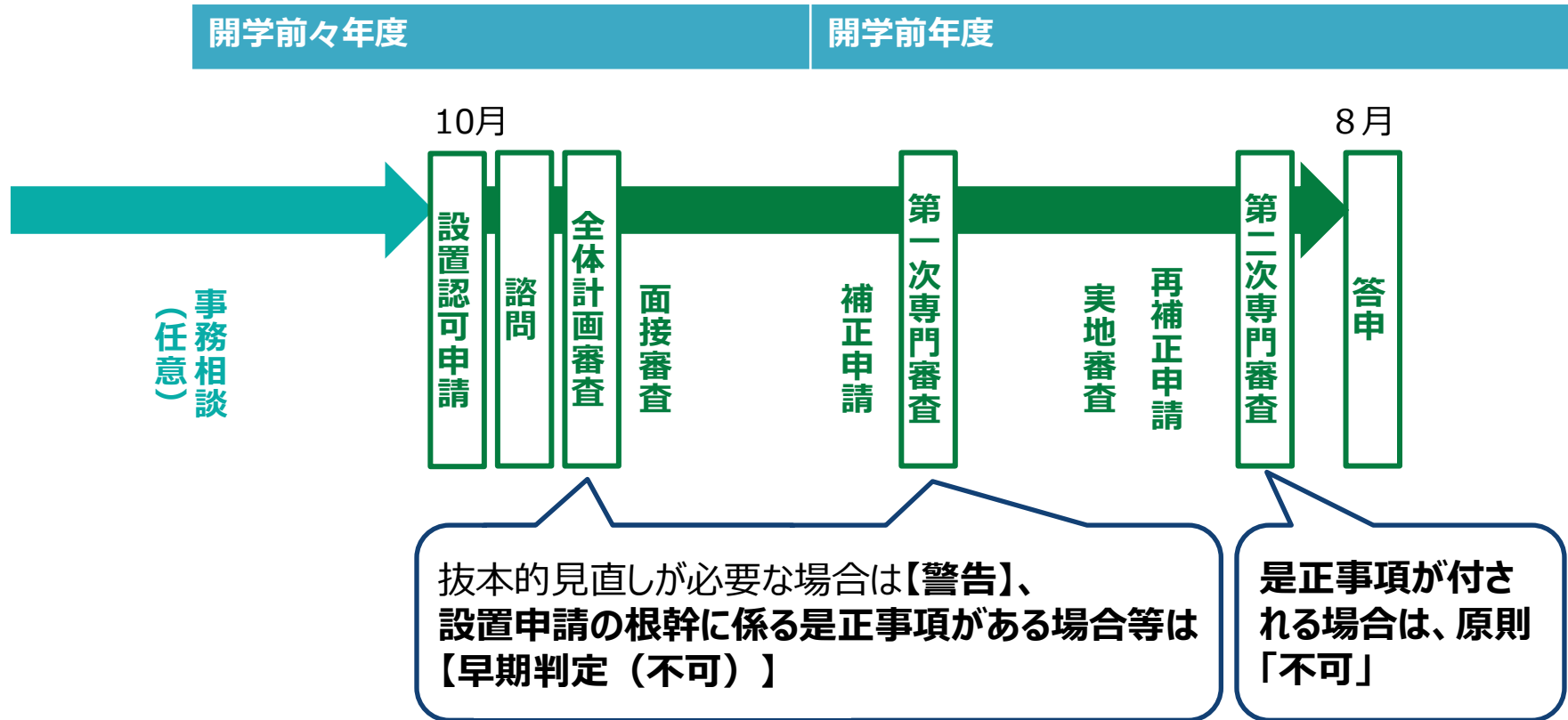
8. 設置申請に向けた準備

専門職大学等の開設に向けたスケジュール

設置認可申請のスケジュールは、既存の大学・短期大学と同様。



大学新設の場合の審査プロセス（大学設置分科会）



- 学校法人の寄附行為の変更の認可は、上記と並行して、別途、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会で審査される。
- 全体計画審査、第一次専門審査の結果、
 - ① 設置計画書に不備があり審査を行うことが困難であると認められる場合
 - ② 設置申請の根幹に係る是正事項が付され、若しくは設置計画全般に多数の是正事項が付され、審査を継続しても「不可」となる蓋然性が高いと認められる場合
 - ③ 全体計画審査、第一次専門審査のいずれにおいても警告が付された場合
早期判定（不可）となる。

事務相談

- ◎ 申請前の事務相談は、申請等を行うための条件ではありません。
- ◎ 御質問・御相談したい内容により、担当課室が異なります。

1 大学等の設置認可申請等に関すること・高等教育企画課大学設置室

- ・ 大学等の設置認可・届出等の手続きに関すること

担当部署：高等教育企画課大学設置室

予約方法：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/madoguchi.htm で確認

2 学校法人の設立や寄附行為変更に関すること・・・私学部私学行政課

担当部署：私学部私学行政課法人係

予約方法：来省又はWeb相談を希望する日の2週間前の週からメール（s-secchi@mext.go.jp）にて受付

3 専門職大学設置基準などの解釈に関すること……………専門教育課

- ・ 教育課程連携協議会、展開科目、臨地実務実習、実務家教員など設置基準の内容について

担当部署：専門教育課専門職大学係

予約方法：ウェブフォームにて随時受付 <https://forms.office.com/r/Z7EgarfDWj>

4 看護師、理学療法士、作業療法士等の養成に係る指定規則・医学教育課

文部科学省ホームページでの情報公表

1 専門職大学等の制度について

文部科学省 専門職大学

で 検索

- 専門職大学関係法令、専門職大学設置基準等の概要など

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/14069.htm

トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科 > 専門職大学関係法令その他関係資料

2 大学等の設置認可・学校法人の寄附行為変更等の認可について

文部科学省 大学設置認可

で 検索

- 認可申請手続、申請書類作成の手引、申請書類の様式、認可の基準など

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1368921.htm

トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 大学の設置認可・届出制度

3 大学等の設置認可申請書類（先例）

文部科学省 大学設置室

で 検索

- 設置認可申請書類など

<http://www.dsecchi.mext.go.jp/>

※認可された専門職大学の
基本計画書等のほか、
審査意見への対応を記載
した書類も掲載

文部科学省ホームページでの情報公表（通知、手引等）

文部科学省 専門職大学

で 検索 

[トップ](#) > [教育](#) > [大学・大学院、専門教育](#) > [専門職大学・専門職短期大学](#)

- 個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（平成28年5月30日 中央教育審議会答申）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1371833.htm
- 専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について（平成29年9月21日 文部科学事務次官通知）
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1396636.htm
- 大学設置基準および短期大学設置基準の一部を改正する省令等の公布について（平成30年1月26日 文部科学省高等教育局長通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1401368.htm
- 大学の設置等に係る提出書類の作成の手引
専門職大学の設置認可申請に係る提出書類の作成の手引
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/shinsei.htm
- 専門職大学等の臨地実務実習の手引き
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1412538.htm

受験生向けの広報

1. スマートフォン向けサイト

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/index.htm



以下の情報を掲載しています。

- 「在学生の声」
- 専門職大学・専門職短期大学って何？
- 専門職大学・専門職短期大学ってどんなところ？
- お答えします！よくある質問（Q&A）
- 開設している学校が知りたい！



3. パンフレット



パンフレットデータの送付依頼や、制度に関する御質問等は、以下担当へご連絡ください。

【担当】高等教育局専門教育課 専門職大学係 TEL : 03-5253-4111（内線3128）

更に詳しいことを知りたい方は、文部科学省ホームページ（PC向けサイト）もご参照ください。

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/index_pc.htm

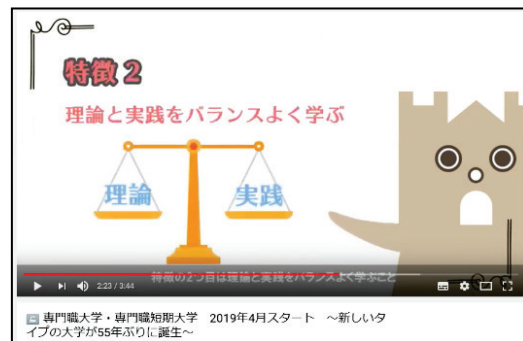
文部科学省 専門職大学

検索

2. YouTube動画

※ スマートフォン向けサイト、文部科学省動画チャンネル（MEXT ch）に掲載。3分45秒

【URL】<https://youtu.be/AlgWkIOo8Ho>



大学設置に取り組む体制の整備

さらには、実習の必要単位数や実務家教員について設置基準に定める要件を明らかに欠いている、申請に必要な書類が十分作成されていない、審査意見に対して適切に対応がなされないなどの状況も多くみられ、審査に支障を来すことも少なくなかった。これらを踏まえると、多くの申請案件において、制度創設初年度であるものの、**総じて準備不足で法人として大学設置に取り組む体制が不十分**と感じられたところである。

「専門職大学等の審査結果について」（抜粋）（平成30年10月5日 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長コメント）
全文は https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/daigaku/toushin/attach/1409977.htm を参照

- ・ **経営面、教学面の両面でしっかりした検討体制を**

- ・ **書類間の整合性に留意**

例：「教育課程等の概要」と「時間割」で配当年次が異なる

→ 一つを修正したときは、関連する他の書類の修正の要否を確認する

→ 主担当以外の方によるチェックを節目ごとに行う 等

※私立学校の場合、寄附行為（変更）認可申請書類との整合にも留意

<参考>

専門職大学設置基準と通知の対照表

※ 【留意事項】は、文部科学事務次官通知「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(平成29年9月21日 29文科高第542号)で示しています。

【留意事項】は、専門職大学・専門職短期大学で共通です。

※ 専門職学科については、文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令等の公布について(通知)」(平成30年1月26日 29文科高第930号)で【留意事項】を示しています。

その内容は、基本的に専門職大学・専門職短期大学と同内容です。

専門職大学設置基準① 入学者の多様性の確保

○専門職大学設置基準

(趣旨)

第1条 専門職大学は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、専門職大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 専門職大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(入学者選抜)

第3条 (略)

2 専門職大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

《留意事項》

① 高等学校(普通科, 専門学科及び総合学科)の卒業生, 実務経験者その他の社会人, 他の高等教育機関からの編入学生など, 多様な入学者を積極的に受け入れることが期待される。

※ 特に, 実務経験者等の社会人の学修ニーズへの対応において積極的な役割を果たすことを期待される。

② 多様なメディアを高度に利用したいわゆる遠隔授業や, 昼夜開講制, 長期履修学生, 入学前の実務経験を勘案した単位認定等制度の活用も含め, その目的に応じた適切な方法により, 社会人が学びやすい学修機会の提供に取り組むことが望まれる。

専門職大学設置基準② 教育課程の編成方針

○専門職大学設置基準

(教育課程の編成方針)

第10条 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成するとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

＜留意事項＞

- ① 産業界等との密接な連携を図りつつ、そのための教育課程を開発・実施し、不断の見直しを行っていくことが求められる。
- ② 教育課程の開発・編成・見直しに関する「適切な体制」の整備としては、授業科目の開発等に関する担当組織を設けることや、教育内容・方法の開発等に経験・実績のある教員等を配置することなどが考えられる。

専門職大学設置基準③ 教育課程連携協議会

○専門職大学設置基準

(教育課程連携協議会)

第11条 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 学長が指名する教員その他の職員

二 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 臨地実務実習(略)その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者

五 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

《留意事項》

① 一の専門職大学等に一の教育課程連携協議会を設ける形のほか、分野や学部等の別により複数の教育課程連携協議会を設ける形が考えられる。

② 第2項の各号(第5号を除く)に規定する構成員をそれぞれ1名以上含むものとし、その構成員の過半数は、当該専門職大学等の教職員以外の者とすることを基本とする。

③ 産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項や、その実施状況の評価に関する事項を審議する。

専門職大学設置基準④ 授業科目（1）

○専門職大学設置基準

（専門職大学の授業科目）

第13条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）

二～四（略）

○大学設置基準

（専門職学科の授業科目）

第42条の9 専門職学科を設ける大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 一般・基礎科目（幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）

二～四（略）

＜留意事項＞

- ① 開設すべき授業科目として定めた各科目は、それら全体の履修を通じ、
 - ・ 理論にも裏付けられた実践力の育成に加え、
 - ・ 特定の職業における専門性に留まらない分野全般への精通や、
 - ・ 関連する他分野への展開、
 - ・ 生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養など、幅広い能力の育成を図ることを旨とするもの。
 - ② 基礎科目は、社会的・職業的自立を図るために必要な能力に加え、生涯にわたり自らの資質を向上させるために必要な能力を育成することを目的とする。
 - ※ 例えば、ICT、外国語など、様々な職種を通じたキャリアアップの基礎となるリテラシー科目など
- ＜専門職学科の一般・基礎科目について＞
- 幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目については、例えば、全学共通の一般教養科目等のうち、専門職学科の教育上の目的を達成するために必要なものを履修させることなどが想定される。
- 社会的・職業的自立や生涯にわたる資質向上のための授業科目としては、例えば、ICT、外国語など、様々な職種を通じたキャリアアップの基礎となるリテラシー科目等が、その内容として考えられる。

専門職大学設置基準⑤ 授業科目（2）

○専門職大学設置基準

（専門職大学の授業科目）

第13条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

一 （略）

二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）

三・四 （略）

＜留意事項＞

③ 職業専門科目は、

- ・ 特定の職業（職種）において必要とされる理論的かつ実践的な能力に加え、
- ・ 当該職業の分野（例えば、観光分野、農業分野、情報分野など）についてその分野全般にわたり必要な能力を育成することを目的とする。

※ 実習等の充実を図りつつ、理論と実践にわたる授業科目をバランスよく配当する必要

専門職大学設置基準⑥ 授業科目 (3)

○専門職大学設置基準

(専門職大学の授業科目)

第13条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

一・二 (略)

三 展開科目(専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)

四 総合科目(修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。)

《留意事項》

④ 展開科目は、

- ・ 専攻する特定の職業分野に関連する他分野の応用的な能力であって、
- ・ 当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成することを目的とする。

※ 例えば、

- ・ 専門技能等を活かした開業や新たな事業展開を図る際に必要となる経営等の知識や、
- ・ 連携・協働が進む隣接他分野の職業に関する知識等を学ぶ科目など

⑤ 総合科目は、修得した知識・技能等を総合し、実践的かつ応用的な能力を総合的に高めることを目的とする。

※ 卒業・修了を前に、それまでの授業等で身に付けた知識・技能等を統合し、真の課題解決力・創造性に結び付けるための総合的な演習科目等

⑥ 各専門職大学等では、その教育の目的に応じ、これら4種類の授業科目以外の授業科目を開設することも可能。

これらの授業科目の開設を通じ、学生の主体的な教育活動の展開を図ることを期待。

専門職大学設置基準⑦ 授業を行う学生数

○専門職大学設置基準

(授業を行う学生数)

第17条 専門職大学が一の授業科目について
同時に授業を行う学生数は、40人以下とする。
ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

《留意事項》

- ① 専門職大学等の教育課程の特性に鑑み、実習等をはじめとした実践的な職業教育の授業を効果的に実施できるよう、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、原則として、40人以下としたこと。
- ② 40人を超える学生数での授業が認められるケースとしては、例えば、著名な講師を招き、その講義を複数の学科等の学生に同時に聴講させる場合などで、教育上必要があり十分な効果をあげられる場合が考えられる。

※ 専門職学科については、上記のほか、全学共通の一般教養科目等を、専門職学科の学生にも一般・基礎科目として受講させる場合などで、教育上必要があり十分な効果をあげられる場合が考えられる。

専門職大学設置基準⑧ 卒業の要件

○専門職大学設置基準

(卒業の要件)

第29条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 専門職大学に4年以上在学すること。

二 124単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ20単位以上、職業専門科目に係る60単位以上並びに総合科目に係る4単位以上を含む。)を修得すること。

三・四 (略)

2 (略)

《留意事項》

○ 各専門職大学等では、単位制度の趣旨に沿い、個々の授業科目について十分な学習量を確保すること(単位制度の実質化)に留意した上で、これらを超える単位数を卒業・修了要件に位置付けることが可能。

専門職大学設置基準⑨ 臨地実務実習、連携実務演習等

○専門職大学設置基準

(卒業の要件)

第29条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一・二 (略)

三 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る40単位以上を修得すること。

四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習(企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。)に係る20単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、5単位を超えない範囲で、連携実務演習等(企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの(臨地実務実習を除く。))であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができること。

2 (略)

《留意事項》

- ① 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に関し、「文部科学大臣が別に定めるところ」としては、(略)「専門職大学に関し必要な事項を定める件」第5条※において、実施計画の作成や当該実施計画に記載すべき事項、指導員の配置や当該指導員の要件等に関する事項を定めている。

※ 令和3年2月改正により、現在は第7条。

- ② 臨地実務実習については、その実施方法や管理、手当等の実態によっては、実習先事業者と学生の間に使用従属関係が認められ、労働関係法令が適用される場合もあることに留意が必要である。

※ 「専門職大学等の臨地実務実習の手引き」参照。

専門職大学設置基準⑩ 専任教員

○専門職大学設置基準

(授業科目の担当)

第32条 専門職大学は、教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教(略)に担当させるものとする。

2 (略)

(専任教員)

第34条 教員は、一の専門職大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の専門職大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職大学の専任教員とすることができる。

《留意事項》

① 「専ら」とは、専任教員が当該専門職大学等における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間の割合などが、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定している。

② 「教育研究の遂行に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該専門職大学等の教員組織全体の状況などに照らし、当該専門職大学等における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。

あくまで第2項で定める専任教員の例外を定めるものであることから、第3項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるよう留意すること。

専門職大学設置基準⑪ 実務家教員

○専門職大学設置基準

(専任教員数)

第35条 専門職大学における専任教員の数は、別表第一イにより当該専門職大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数…(中略:共同学科の規定)…と別表第一ロにより専門職大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

(実務の経験等を有する専任教員)

第36条 前条の規定による専任教員の数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者(次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。)とする。

2・3 (略)

＜留意事項＞

① 理論と実務の架橋を図り、実践的な教育を行う観点から、必要専任教員数のおおむね4割以上は、いわゆる「実務家教員」とした。

② 実務家教員の「実務の能力」については、保有資格、実務の業績、実務を離れた後の年数等により、その適格を判断される。

実務を離れた後の年数については、おおよその目安として、実務を離れてから5年から10年以内であることが望ましく、実務を離れる前の実務経験の長さも考慮される。

※ 専任教員数の基準は、大学設置基準と同水準。ただし、入学定員が別表第一イに定める数に満たない場合の専任教員数は、その2割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。
(別表第一備考の三)

専門職大学設置基準⑫ 研究能力を併せ有する実務家教員

○専門職大学設置基準

(実務の経験等を有する専任教員)

第36条 (略)

2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。) 以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号) 第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

3 (略)

《留意事項》

- ① 必要とされる実務家専任教員数の2分の1以上は、実務の経験等に加え、大学等での教員歴、修士以上の学位、企業等での研究上の業績のいずれかを有する者(いわゆる「研究能力を併せ有する実務家教員」)としたこと。
- ③ 「企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者」については、研究業績として、著書、論文等の学術上の業績を必ずしも求めるものではなく、実務上の実践知識を形式知化、あるいは構造化・理論化し、様々な形で発表した業績などが含まれる。

専門職大学設置基準⑬ みなし専任教員

○専門職大学設置基準

(実務の経験等を有する専任教員)

第36条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する**おおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数**(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の**範囲内**については、専任教員以外の者であっても、**一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う者で足りるものとする。**

《留意事項》

- ④ 必要とされる実務家専任教員数の2分の1の範囲内は、いわゆる「**みなし専任教員**」で足りる
- ・ 1年につき6単位以上の授業科目を担当し、
 - ・ かつ、教育課程の編成その他の学部／学科の運営について責任を負う者

※ 「教育課程の編成」については担当する授業科目の教育内容、単位認定などに責任を有すること等が、「学部／学科の運営」については教授会等への出席など、組織の運営に責任をもって関与すること等が、一般的に求められる

- ⑤ 「みなし専任教員」については、**企業等の現場で現に取り扱われている生きた知識・技能等を教授していく上で、その役割が期待されるもの**であり、(8)②の専任教員(大学等以外の業務をもつ専任教員)と同様、教育研究水準の維持・確保に考慮しつつ、適切な活用を図られたいこと。

専門職大学設置基準⑭ 校地

○専門職大学設置基準

(校地)

第43条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。

一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。

二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

＜留意事項＞

① 20歳前後の学生の人格形成を促す上では、多様な活動を可能とする空間を確保するという観点が一層求められること。

② 「法令の規定による制限その他のやむを得ない事由」の例

- ・ 民間企業等の施設が集積し、既に高度に土地が利用されていること等の理由により、空地や体育館等を設けるために必要な土地の確保が、物理的に事実上困難である

- ・ 土地の取得に関して法令の制限があるなど、客観的に見てやむを得ない事由がある場合であること。

③ 空地の代替措置については、授業の空き時間により一時的に使用されていない教室の提供ではなく、学生が常時使用可能な、休息、交流等のための専用の設備を備えるものとし、できる限り開放的で、余裕のある空間を確保する必要。

専門職大学設置基準⑮ スポーツ施設

※専門職学科には適用なし

○専門職大学設置基準

(運動場、体育館その他のスポーツ施設)

第44条 専門職大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができる。

3 前項の措置は、当該専門職大学以外の者が備える運動施設であって次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。

一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。

二 校舎から至近の位置に立地していること。

三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

《留意事項》

○ 体育館等の代替措置については、やむを得ず公共又は民間の運動施設を学生の利用に供する場合においても、当該専門職大学等に修学する学生の特性に応じて、学生が希望する球技等の様々な運動ができるよう配慮すること。

○ 「経済的負担の軽減」については、体育館等を自ら備える場合と同等の環境を確保できるよう、学生の利用料等負担を無料とすることが望ましく、やむを得ない場合には、これに準ずるようできる限り低廉な価格にするなど、十分な軽減を図ること。

専門職大学設置基準①⑥ 校舎

○専門職大学設置基準

(校舎等施設)

第45条 専門職大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
- 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- 5 専門職大学は、校舎のほか、なるべく講堂及び寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
- 6 (略)

○専門職短期大学設置基準

(校舎等)

第42条 校舎には、専門職短期大学の組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 教室(講義室、演習室、実験室、実習室等とする。)、研究室
- 三 図書館、保健室
- 2 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 3 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
- 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- 5 専門職短期大学は、第一項及び前項に掲げる施設のほか、なるべく講堂、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
- 6 (略)

○専門職大学設置基準

(図書等の資料及び図書館)

第48条 専門職大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の専門職大学の図書館等との協力を努めるものとする。
- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。
- 4 図書館には、専門職大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。
- 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

専門職大学設置基準⑱ 校地の面積

※専門職学科には適用なし

○専門職大学設置基準

(校地の面積)

第46条 専門職大学における校地の面積(附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。)は、収容定員上の学生一人当たり10平方メートルとして算定した面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、その場所に立地することが教育上特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の土地を取得することが困難であるため前項に規定する面積を確保することができないと認められる場合において、教育に支障のない限度において、当該面積を減ずることができる。

※附属施設の面積は校地に含まない扱い

- ・ 農学……………農場
- ・ 林学……………演習林
- ・ 畜産学……………飼育場又は牧場
- ・ 水産学、商船…練習船
- ・ 水産増殖……………養殖施設 等

＜留意事項＞

② 「その場所に立地することが教育上特に必要」な場合の例

臨地実務実習の円滑な実施や実務家教員の確実な確保等のために、専門職大学等を特定の場所に立地させることが特に必要である場合

③ 「やむを得ない事由により所要の土地を確保することが困難」であるため基準面積を確保できない場合の例

専門職大学等の立地場所の周辺に民間企業等の施設が集積し、既に高度に土地が利用されていること等の理由により、設置基準に定める面積の確保が物理的に事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があること等といった、客観的に見てやむを得ない事由がある場合

④ 「教育上支障のない限度」の例

当該校地に必要な面積基準を満たす校舎が備えられるとともに、休息や交流等学生の多様な活動を可能とする空間が確保され、教育課程の編成・実施や厚生補導の実施等を図る上で支障のない範囲のものである

専門職大学設置基準⑱ 校舎の面積

○専門職大学設置基準

(校舎の面積)

第47条 校舎の面積は、一個の学部のみを置く専門職大学にあっては、別表第二イの表に定める面積(略:共同学科)以上とし、複数の学部を置く専門職大学にあっては、当該複数の学部のうち同表に定める面積(略)が最大である学部についての同表に定める面積(略)に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第二ロの表に定める面積(略)を合計した面積を加えた面積(略)以上とする。

別表第二 イの表備考

五 第29条第1項第4号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる(ロの表において同じ。)

《留意事項》

② 設置基準上も必修化された臨地実務実習を実施するための施設が事業者から継続的・安定的に供用され、かつ、当該施設を含め、全授業科目の授業を実施する上で必要な施設設備が整っていることを条件として、事業者の施設における主な実習場所の面積に相当する面積を、必要校舎面積から減ずることを認めることとすること。

※ これにより減ずることができる面積は、別表第2に定める面積の15%までとする。

③ 「その他の相当の事由があると認められる場合」の減算は、さらに、産業界等との密接な連携、社会人学生の受入れなどの専門職大学等の特色に鑑み、必要校舎面積を減ずることを認めるものであり、例えば、設置基準上必修化された臨地実務実習以外の実習を校外で行う場合に、校外施設の確保の状況に応じて必要校舎面積を減ずること等が考えられる。

※ これにより、②の減算に加え、別表第2に定める面積の5%までをさらに減ずることができる。

専門職大学について定める件 実務経験者に係る既修得単位の認定

○専門職大学に関し必要な事項を定める件

第6条 専門職大学設置基準第26条第3項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専門職大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて三十単位を超えないものとする。

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
職業専門科目及び展開科目	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、 <u>法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果</u> (当該専門職大学において専門職大学の教育に相当する水準を有すると認めたものに限る。)を有することにより、 <u>当該専門職大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</u> 一 <u>法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査</u> 二 前号に掲げるもののほか、 <u>前号の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査</u> であって、次に掲げる要件を備えたもの イ～ニ (略)	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を <u>30単位を超えない範囲</u> で与える。
臨地実務実習	<u>専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、当該職業における実務上の業績を有することにより、当該専門職大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</u>	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を <u>20単位を超えない範囲</u> で与える。

専門職大学について定める件 実務経験者に係る既修得単位の認定

《留意事項》

- ① 専門職大学設置基準第26条第3項又は専門職短期大学設置基準第23条第3項の規定により単位を与えられる者は、実務の経験を通じた実践的な能力の修得により、当該専門職大学等の授業科目で修得させる能力と同等以上の能力を既に有していると認められる者であり、その修得した能力に関し、職業資格・技能検定等による客観的な証明があるものについては職業専門科目及び展開科目に係る単位を、それ以外のものについては、専門職における相当の実務業績が認められることにより、臨地実務実習に係る単位を与えることが可能となること。

当該単位の授与は、専門職大学等の定めるところにより行うものとしており、これを行う専門職大学等においては、単位を与えることのできる授業科目の名称や、求める職業資格・技能検定等又は実務業績について、予め明示しておくことが望ましいこと。

- ② 単位を与えることができるのは、当該職業資格・技能検定等又は職業実務業績から認められる能力が、その内容及び水準において、当該授業科目で修得させる能力以上と認められる場合であること。各専門職大学等においては、当該国家資格・技能検定等が証明する能力又は当該職業の職務範囲、従事した実務の困難性等から認められる能力の内容・水準が、当該授業科目の到達目標等に照らして十分であることを適切に判断の上、単位認定を行うこと。

専門職大学等の設置に関してよくある質問

1. 専門職大学制度に関すること

Q 1 専門職大学等が授与する学位は、通常の大学と同等の学位ですか。

A 1 同等です。

専門職大学等は、国際的な通用性を求められる「大学」の枠組みの中に位置づけられるものです。

そのため、それにふさわしい教育研究水準を担保し、社会的信頼が得られるものとする必要があることから、こうした趣旨を踏まえて定められた専門職大学設置基準等に基づき、大学設置・学校法人審議会において、適切な審査がなされるとともに、設置認可後も認証評価機関による第三者評価（機関別認証評価及び分野別認証評価）が義務付けられます。

【P 1 5 「専門職大学等の制度のポイント④ 学位 認証評価」参照】

Q 2 医療福祉分野において、従来の大学と専門職大学等との違いは何ですか。

A 2 医療福祉分野の国家資格に係る専門職養成については、既存の大学や専門学校でも広く行われているところであり、専門職大学等において取り組む場合には、既存の大学や専門学校とも異なる特色を有する専門職大学等ならではの教育課程となっていることが求められます。

具体的には、従来の医療福祉分野の職業に求められる能力に加えて、展開科目において関連する他分野について学ぶことにより、医療福祉分野で創造的な役割を果たすために必要な能力を育成する必要があります。

【P 3 0 2-5-(2)「授業科目の区分②」参照】

Q 3 4年制課程を前期課程と後期課程に区分する場合、後期課程に進学する際に選抜試験を実施しても問題ないでしょうか。

A 3 後期課程への進学に際して、選抜試験を実施する（進学を希望するにもかかわらず進学を認められない学生が生じる）ことは認められません。前期課程修了者は、後期課程への進学が保障されます。

4年制課程における区分制の導入は、前期課程から後期課程へ引き続きの進学だけでなく、前期修了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関等（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校又は高等学校専攻科）から編入学する、他の高等教育機関を既に卒業し就職等した社会人が学び直しのために後期から編入学するなど、積み上げ型の多様な学習スタイルを可能にするための制度です。また、前期課程修了時に職業資格を取得した上で、後期においては、有資格者であることを前提とした専門実務実習を行うなど、より実践的な職業教育プログラムの提供を図る上での活用も考えられます。

【P 6 8「前期課程・後期課程に区分する場合」参照】

2. 設置基準に関すること

Q 4 専門職大学等の設置基準はどこに掲載されていますか。

A 4 専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準は、それぞれ「e-Gov 法令検索」に掲載されています。文部科学省の「専門職大学関係法令その他関係資料」ページには、専門職大学設置基準等の「e-Gov 法令検索」へのリンクのほか、専門職大学等に関する関係法令をまとめているので、参考にしてください。

専門職大学関係法令その他関係資料：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/14069.htm

【P 76、77 「文部科学省ホームページでの情報公表」参照】

3. 設置審査に関すること

Q 5 専門職大学等の設置を検討するにあたって、最初に留意すべき点は何ですか。

A 5 「実践的な職業教育」を行う専門職大学等として、「養成する人材像」（どのような人材を養成するのか）を明確にすることが、極めて重要です。

教育課程の編成にあたっては、「養成する人材像」を踏まえて「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」を策定し、「ディプロマ・ポリシー」を踏まえて「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施の方針）」及び教育課程を策定することとなりますので、出発点となる「養成する人材像」が明確でないと大学等としてどのような教育を行い、どのような人材を社会に送り出したいのかが不明確となります。

【P 21 2-2「養成する人材像の設定」参照】

Q 6 「職業実践専門課程」の認定を受けているなど、専門学校として高い実績を上げている場合、教育内容や教員をできるだけ変えずに専門職大学等へ転換することは可能ですか。

A 6 設置審査は、専門職大学設置基準等に適合しており、既設の専門学校との違いも含めて「専門職大学等」として適当な設置計画であるか、という観点で行われるため、専門学校として優れた実績を上げていたとしても、必ずしも認可されるとは限りません。

専門学校における実績をベースとしつつも、専門職大学等として「養成する人材像」を踏まえて「三つのポリシー」を策定し、それを具体化する教育課程及び教員体制を整備することが求められます。

Q 7 厚生労働省の指定を受けた医療関係職種の養成機関である専門学校であれば、専門学校のカリキュラムや教員のままで専門職大学等へ転換することは可能でしょうか。

A 7 設置審査は、専門職大学設置基準等に適合しており、既設の専門学校との違いも含めて「専門職大学等」として適当な設置計画であるか、という観点で行われるため、厚生労働省の指定を受けた医療関係職種の養成機関である専門学校であっても、必ずしも認可されるとは限りません。

専門学校における実績をベースとしつつも、専門職大学等として「養成する人材像」を踏まえて「三つのポリシー」を策定し、それを具体化する教育課程及び教員体制を整備することが求められます。

特に、専攻する職業に係る資格取得に必須の科目は基本的に「職業専門科目」となることを踏

まえ、展開科目を通じてどのような応用力・創造力を育成するのかが、教育課程編成において求められることとなります。

Q 8 設置審査において、設置基準以上のことが求められることがあるのはなぜですか。

A 8 設置基準は設置するのに必要な最低の基準であり、申請しようとする大学等の構想に応じて審査されます。各申請者が掲げる「養成する人材像」や「三つのポリシー」等を踏まえた教育課程の編成や教員・施設・設備の確保等がなされているかという点について審査が行われます。

例えば、ディプロマ・ポリシーで掲げた能力を修得するための授業科目が開設されていない場合は、授業科目の追加又はポリシーの見直しが求められます。

【P 1 9 「設置認可の基準」参照】

4. 教育課程に関すること

Q 9 講義科目であれば、同時に授業を行う学生数は40人を超えても問題ないでしょうか。

A 9 専門職大学等は、実践的な職業教育の授業を効果的に実施できるようにする観点から、講義科目も含め、大講義室等での一斉指導中心の授業ではなく、原則40人以下の授業としています。

なお、例外的に40人以下を超える学生数での授業が認められる例としては、著名な講師を招き、その講義を複数の学科等の学生に同時に聴講させる場合などで、教育上必要があり十分な効果を上げられる場合が考えられます。

【P 1 5 「専門職大学等の制度のポイント② 実践的な教育課程」参照】

Q 10 専門分野の基礎的な科目は「基礎科目」で問題ないでしょうか。

A 10 専門分野の基礎的な科目は「職業専門科目」となります。

「基礎科目」は、特定の職業分野の専門基礎科目ではなく、職業人としてのより一般的な基礎・汎用科目や、生涯に渡り学び続けるためのリテラシー科目により構成することとなります。

【P 2 9 2-5-(2)「授業科目の区分①」参照】

Q 11 専門分野の応用的な科目は「展開科目」で問題ないでしょうか。

A 11 専門分野の応用的な科目は「職業専門科目」となります。

「展開科目」は、専攻する職業に関連する他分野の応用的な能力であって、専攻する職業分野で創造的な役割を果たすために必要なものを育成することを目的とする授業科目です。

なお、専攻に係る職業（職種）を包括する一定の幅を持った職業分野全般に精通するための科目は、「職業専門科目」となります。

【P 3 0 2-5-(2)「授業科目の区分②」、P 3 2、3 3 「2-5-(3) 「展開科目の例」参照】

Q 12 「展開科目」として、どのような科目を開設すればよいのでしょうか。

A 12 どのような「展開科目」を開設するかについては、「養成する人材像」を掘り下げる中で見出すこととなります。

産業構造の急激な転換等が生じる予測困難な社会で活躍するためには、一つの専門職業分野において直ちに必要とされる理論・実践の学習に加え、「 $+\alpha$ 」としてどのような能力を修得する必要があるのかについて、社会や地域のニーズを十分に把握した上で検討する必要があります。

【P30 2-5-(2)「授業科目の区分②」、P32、33 「2-5-(3)「展開科目の例」参照】

Q13 臨地実務実習は「職業専門科目」で問題ないでしょうか。

A13 臨地実務実習は「職業専門科目」だけでなく、授業科目の内容によって、「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」のいずれでもあり得ます。

【P29～33 2-5「授業科目の区分」参照】

Q14 臨地実務実習の内容・到達目標・評価方法の検討や実習施設の確保は、設置認可後でも問題ないでしょうか。

A14 設置認可申請時までに行う必要があります。

設置審査は、どのような教育課程を編成し、学位を授与するのかという教育研究活動全体を通じてみた「設置計画」を審査するものであることから、設置認可申請時点で、臨地実務実習の具体的な内容や教育課程の実施上適切な実習先が必要数確保されている必要があります。

専門職大学の教育課程における臨地実務実習の重要性に鑑みれば、仮に認可後に実習先が確保できなかった場合や実習内容が不適切な場合には学生に重大な不利益が生じることから、このような定めとしています。

【P38～44 「臨地実務実習」参照】

Q15 実験・実習・実技の代替として認められるケースとしてどのようなものがありますか。

A15 例えば、医療福祉分野において、医療安全の観点から、学生が臨床現場で実習できない場合に、臨床現場を想定した環境で人体模型等を用いたシミュレーション教育を行うケースが考えられます。

いずれのケースでも、「やむを得ない事由」及び「教育効果を十分に上げることができる」ことの説明を尽くす必要があります。

【P26～28 2-5-(1)「教育課程の編成」参照】

5. 教員組織に関すること

Q16 専門学校の教員歴が長ければ、専門職大学等の教員として認められますか。

A16 教員の資格として、設置基準で定められた要件を満たす必要があるとともに、担当する授業科目を実施できる研究や実務の業績があるかどうかという観点でも審査が行われます。単に専門学校の教員歴があるということのみでは、これらの要件を満たすことにはなりません。

【P46～47 「教員の資格」参照】

Q17 実務家教員について、実務の経験が何年以上あれば教授になれますか。

A17 実務家教員は、専門職大学設置基準上、「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有

し、かつ、高度な実務の能力を有する者」と規定されており、養成する人材像や教育課程等を踏まえ、学問的・専門的観点から個別に審査されるものであり、「どの程度の実務経験」があれば教授と認められるかについての一律の基準はありません。

【P 4 9 「実務家教員の要件」、P 5 0～5 2 「実務家教員の実務の業績」「実務家教員の事例」参照】

Q18 実務家教員について、職位（教授、准教授等）ごとの実務の業績の基準はありますか。

A18 養成する人材像や教育課程等を踏まえ、学問的・専門的観点から個別に審査されますので、一律の基準はありません。

実務の業績が国際レベルであるとか国内レベルであるといった違いは一つの例として考えられますが、設置申請においては、優れた業績と思われるものは幅広く業績として記載することが適当かと考えます。

【P 4 9 「実務家教員の要件」、P 5 0～5 2 「実務家教員の実務の業績」「実務家教員の事例」参照】

6. 施設に関すること

Q19 専任教員の研究室は個室でなくても問題ないでしょうか。

A19 必ずしも個室である必要はありませんが、教員が研究や学生指導を行うために必要なスペースが確保されており、情報管理が適切に行えるような機密性が確保される構造になっている必要があります。また、オフィスアワーに適切に対応できること等、学生の教育上の観点からも適切な設備であることが必要です。

【P 5 8 「施設・設備」参照】

7. その他

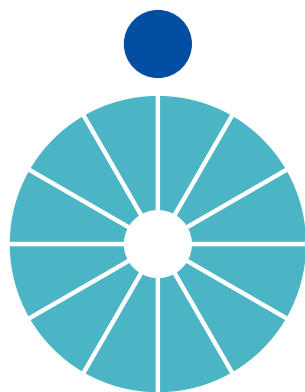
Q20 専門職大学等は、「高等教育段階における負担軽減方策（授業料免除及び給付型奨学金の拡充）」の対象となりますか。

A20 専門職大学等は、「大学、短期大学」の枠組みの中に位置づけられますので、支援措置の対象となる機関要件を満たせば、支援対象となります。

Q21 専門職大学等の入学者選抜について留意点はありますか。

A21 専門職大学等は、「大学、短期大学」の枠組みの中に位置づけられますので、文部科学省高等教育局長が毎年度発出する大学入学者選抜実施要項に基づき、入学者選抜を適切に実施することが求められます。

また、専門職大学等は、その設置基準において、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜に努めることとされている点に留意が必要です。



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

専門職大学等の設置構想のポイント

令和4年3月改訂版

文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

TEL : 03-5253-4111〔内線 3128〕

E-mail : senmon@mext.go.jp

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/index_pc.htm